

令和6年第2回

中種子町議会 6月定例会会議録

開会 令和6年6月12日

閉会 令和6年6月19日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和6年第2回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
6月12日	水	本会議 (開会・一般質問・議案審議等)
6月13日	木	休 会
6月14日	金	休 会
6月15日	土	休 日
6月16日	日	休 日
6月17日	月	休 会
6月18日	火	休 会
6月19日	水	本会議 (委員長報告、議案審議、閉会)

令和6年第2回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（6月12日）（水曜日）

1. 開 会	4
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	4
3. 日程第2	会期の決定	4
4. 日程第3	諸般の報告	4
5. 日程第4	行政報告	5
6. 日程第5	一般質問	7
	池山喜一郎君	7
休 憩	15
	池山朝生君	15
休 憩	27
	梶原哲朗君	27
休 憩	39
	大町田勇希君	40
7. 日程第6	報告第2号 令和5年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について	52
	田淵川寿広町長提案理由説明	52
	質疑	53
8. 日程第7	報告第3号 令和5年度中種子町一般会計事故繰越し繰越計算書について	53
	田淵川寿広町長提案理由説明	53
	質疑	53
9. 日程第8	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	54
	（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	
	田淵川寿広町長提案理由説明	54
	森山豊税務課長補足説明	54
	質疑	55
	討論	55
	採決	55
10. 日程第9	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	56
	（令和5年度中種子町一般会計補正予算（第10号））	
	田淵川寿広町長提案理由説明	56
	上田勝博総務課長補足説明	56
	質疑	58
	討論	58
	採決	58
11. 日程第10	承認第4号 専決処分の承認を求めることについて	59
	（令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第5号））	
	田淵川寿広町長提案理由説明	59

	質疑	59
	討論	59
	採決	59
12. 日程第11	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて	60
	(令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号))	
	田渕川寿広町長提案理由説明	60
	質疑	60
	討論	60
	採決	60
13. 日程第12	承認第6号 専決処分の承認を求めることについて	61
	(令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))	
	田渕川寿広町長提案理由説明	61
	質疑	61
	討論	61
	採決	61
14. 日程第13	承認第7号 専決処分の承認を求めることについて	62
	(令和5年度中種子町水道事業会計補正予算(第4号))	
	田渕川寿広町長提案理由説明	62
	質疑	62
	討論	62
	採決	62
15. 日程第14	議案第24号 中種子町自然レクリエーション村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	62
	田渕川寿広町長提案理由説明	63
	質疑	63
	討論	63
	採決	63
16. 日程第15	議案第25号 中種子町うみがめ奨学基金条例の制定	63
	田渕川寿広町長提案理由説明	63
	質疑	63
	討論	63
	採決	64
17. 日程第16	議案第26号 中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について	64
	田渕川寿広町長提案理由説明	64
	質疑	64
	討論	65
	採決	65
18. 日程第17	議案第27号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について	65
	田渕川寿広町長提案理由説明	65
	質疑	65

	討論	65
	採決	65
19. 日程第18	議案第28号 小型動力ポンプ付積載車購入契約について	66
	田淵川寿広町長提案理由説明	66
	質疑	66
	討論	66
	採決	66
20. 日程第19	議案第29号 小型動力ポンプ付軽積載車購入契約について	66
	田淵川寿広町長提案理由説明	66
	質疑	67
	討論	67
	採決	67
21. 日程第20	議案第30号 令和6年度中種子町一般会計補正予算(第1号)	67
	田淵川寿広町長提案理由説明	67
	上田勝博総務課長補足説明	67
	質疑	69
	討論	69
	採決	69
22. 日程第21	議案第31号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	69
	田淵川寿広町長提案理由説明	69
	質疑	69
	討論	70
	採決	70
23. 日程第22	議案第32号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)	70
	田淵川寿広町長提案理由説明	70
	質疑	70
	討論	70
	採決	70
24. 日程第23	議案第33号 令和6年度中種子町水道事業会計補正予算(第1号)	71
	田淵川寿広町長提案理由説明	71
	質疑	71
	討論	71
	採決	71
25. 日程第24	同意第1号 中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件	71
	田淵川寿広町長提案理由説明	72
	質疑	72
	討論	72
	採決	72

26. 散 会	72
第2号（6月19日）（水曜日）	
1. 開 議	76
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	76
3. 日程第2 常任委員長報告（産業厚生常任委員会）	76
濱脇重樹産業厚生常任委員長報告	
4. 日程第3 議案第34号 町長等の給与の特例に関する条例の制定	78
田淵川寿広町長提案理由説明	78
質疑	79
討論	79
採決	79
5. 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	79
6. 日程第5 議員派遣の件	79
7. 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	80
8. 閉 会	80

第 1 号

6 月 1 2 日

令和6年第2回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月12日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 一般質問

池山 喜一郎

池山 朝生

梶原 哲朗

大町田 勇希

第6 報告第2号 令和5年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第7 報告第3号 令和5年度中種子町一般会計事故繰越し繰越計算書について

第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
（令和5年度中種子町一般会計補正予算（第10号））

第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
（令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第5号））

第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
（令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算
（第4号））

第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
（令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
4号））

第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
（令和5年度中種子町水道事業会計補正予算（第4号））

第14 議案第24号 中種子町自然レクリエーション村設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例

第15 議案第25号 中種子町うみがめ奨学基金条例の制定

第16 議案第26号 中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について

第17 議案第27号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について

第18 議案第28号 小型動力ポンプ付積載車購入契約について

第19 議案第29号 小型動力ポンプ付軽積載車購入契約について

第20 議案第30号 令和6年度中種子町一般会計補正予算（第1号）

- 第21 議案第31号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正
 予算（第1号）
- 第22 議案第32号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算
 （第1号）
- 第23 議案第33号 令和6年度中種子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第24 同意第1号 中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 大町田 勇 希 君 | 2番 | 梶 原 哲 朗 君 |
| 3番 | 秋 田 澄 徳 君 | 4番 | 池 山 喜一郎 君 |
| 5番 | 橋 口 渉 君 | 6番 | 永 濱 一 則 君 |
| 7番 | 池 山 朝 生 君 | 8番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 9番 | 日 高 和 典 君 | 10番 | 戸 田 和 代 さん |
| 11番 | 浦 邊 和 昭 君 | 12番 | 迫 田 秀 三 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------------|-------------|------------------------|-------------|
| 町 長 | 田 渕 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 総 務 課 長 | 上 田 勝 博 君 | 町 民 課 長 | 徳 永 和 久 君 |
| 地 域 福 祉 課 長 | 浦 口 吉 平 君 | 農 林 水 産 課 長 | 秋 田 幸 博 君 |
| 建 設 課 長 | 黒 木 聡 君 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 南 奈 津 紀 さん |
| 企 画 課 長 | 鮫 島 司 君 | デ ジ タ ル 推 進 課 長 | 中 村 広 道 君 |
| 自 衛 隊 対 策 室 長 | 遠 藤 淳 一 郎 君 | 税 務 課 長 | 森 山 豊 君 |
| 水 道 課 長 | 牧 瀬 善 美 君 | 保 育 所 長 | 横 手 幸 徳 君 |
| 空 港 管 理 事 務 所 長 | 向 正 郎 君 | 行 政 係 長 | 牧 瀬 亮 君 |
| 財 政 係 長 | 東 郷 伸 也 君 | 教 育 長 | 北 之 園 千 春 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 春 田 功 君 | 社 会 教 育 課 長 | 田 平 祐 一 郎 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 奥 博 志 君 | 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 日 高 隆 雄 君 |
| 選 挙 管 理
事 務 局 長 | 岩 本 郁 美 さん | 農 委 事 務 局 長 | 柳 田 勝 志 君 |

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 榎 元 卓 郎 君 議 事 係 長 高 磯 俊 幸 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから、令和6年第2回中種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番大町田勇希君、2番梶原哲朗君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（迫田秀三君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会は本日から6月19日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの8日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（迫田秀三君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

4月30日、西之表市において、種子島空港利用促進協議会総会、種子島宇宙開発促進協議会総会、屋久島空港整備促進協議会総会、種子屋久観光連絡協議会総会、種子島屋久島振興協議会総会が開催され、令和5年度事業経過及び歳入歳出決算報告、令和6年度事業計画及び歳入歳出予算案等がそれぞれ上程され可決されました。

5月8日、鹿児島市において、熊毛郡町議会議長会定期総会が開催され、令和5年度事業経過及び歳入歳出決算報告、令和6年度事業計画及び歳入歳出予算案等が上程され可決されました。

同日、第13回種子島屋久島議員大会事前協議が開催され、開催日、開催場所及び今後の予定等について協議が行われました。

同日、鹿児島県離島振興町村議会議長会研修会が開催され、県農政部かごしまの輸出・ブランド戦略室、上永田剛志氏による「農林水産業の稼ぐ力の向上」について講話がありました。

5月16日、西之表市において、熊毛地域農政企画推進会議総会が開催され、令和5年度事業経過及び歳入歳出決算報告、令和6年度事業計画及び歳入歳出予算案等が上程され可決されました。

5月21日、東京都において、全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、大正大学教授、江藤俊昭氏、慶応大学教授、谷口尚子氏、弁護士、帖佐直美氏

による講話がありました。

5月27日、鹿児島市において、鹿児島県宇宙開発促進協議会総会が開催され、令和5年度事業経過及び歳入歳出決算報告、令和6年度事業計画及び歳入歳出予算案等、国等への要望案が上程され全て可決されました。

以上の会議資料は、事務局に保管してあります。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果について報告が提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（迫田秀三君） 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議長の許可を頂きましたので行政報告をさせていただきます。

行政報告の前に、このたびの職員の不祥事により、町民の皆様の役場に対する信頼、これを大きく損なうこと、また、大変不快な思いをさせてしまったことに対しまして、心よりお詫びを申し上げます。大変申し訳ございません。

大きな問題であり、危機感を持ち、今後、私以下職員の綱紀粛正、法令遵守を徹底し、信頼回復に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、行政報告をさせていただきます。

本町名誉町民であります市丸良一様がお亡くなりになられ、3月24日お通夜、3月25日告別式に参列してまいりました。本町の産業振興に大きく貢献頂きました市丸良一様の御冥福を心よりお祈りする次第でございます。

続きまして、各出郷者の会が4月から今月初めにかけて開催され、お招きを頂き出席をしております。

まず4月14日、鹿児島市内のホテルで開催された鹿児島中種子会にお招き頂き、出席しました。今田会長をはじめ、多くの会員の皆様の御出席の中、意見交換や生まれ育った中種子の思い出話など大いに盛り上がったところです。

次に、5月19日、大阪府吹田市内で近畿中種子会が開催されました。鳥居会長はじめ、役員の皆様とは、前日の夜の役員会、懇親会等に参加させていただき、当日はたくさんの会員の皆様と親睦を深めることができました。

6月2日には中部中種子会が開催され、消防操法大会と重なったため、副町長が出席し、豊田会長をはじめ、出郷者の皆様との意見交換などの中で、会員の高齢化などを大変危惧しているというような話もあったようでございます。

次に、5月23日、前回の定例会でもお話をさせていただいておりますが、共立女子大学、共立女子短期大学、堀啓二学長、深津謙一郎社会連携センター長立会いのもと、連携協定締結報告会を本町にて行いました。

さとうきび粗糖についての取り組みをはじめ、今後さらに、相互に連携協力に努め、地場産業の振興と社会発展に寄与することを目的に、幅広い連携を推

進していきたいと思えます。学生のフィールドワークなども含め、交流人口の増にもつながるものと期待するところがございます。

次に6月2日、中種子町消防操法大会が、天候にも恵まれたくさんの皆様の御来場を賜り、盛大に開催することができました。各分団、日頃の練習の成果を遺憾なく発揮され、見事な操法技術を御披露頂きました。

小型ポンプの部は、熊野分団が優勝。ポンプ車の部が中央分団優勝という結果となりました。熊野分団、中央分団が本町代表として、7月28日開催予定の熊毛地区消防操法大会に出場いたします。本町での開催となっておりますので、皆様方の御声援をよろしくお願いいたします。

次に、移動時間の都合で出席がかないませんでした。6月3日、北海道利尻富士町で開催された、令和6年度全国離島振興協議会総会において、現会長の野口市太郎五島市長が勇退され、後任に鹿児島県離島振興協議会会長の荒木耕治屋久島町長が選任されました。

種子屋久振興協議会会員でもございますので、本町に関する課題、離島の農林水産業振興や少子高齢化対策、過疎化対策など、鹿児島県離島振興協議会の中で協議検討し、国へも強く要望してまいりたいと思えます。

次に、金融機関と連携した新たな奨学資金制度の創設についてでございます。

昨年の12月議会、一般質問でも検討する必要があると答弁をさせていただいておりました奨学金制度でございますが、その後、町内の金融機関などと協議を進めてまいりました。

中種子町の次代を担う子どもたちがふるさとへ愛着を持ち、大学などで学び、中種子町の活性化を担う人材に成長し、中種子町に戻り居住、就労したいという子どもたちを応援する目的で創設したいと考えております。

学びの機会、学びの選択肢の確保につながり、保護者の負担軽減、地域産業の人材育成を図るため、金融機関だけではなく、町内の事業者とも連携した取り組みを進めてまいりたいと思えます。まもなく金融機関との協定を締結し、今年度から利用者の募集を始める予定で協議を進めておるところでございます。

最後に、4月1日から運行形態を予約型に変更して、運行事業者様の御協力を賜り運行しております空港バスでございますが、経路としては、空港から西之表線、南種子線と2系統で、以前のような経路で運行しております。

この予約型の運行を9月頃までを試験的な運行として実施しておりますが、この間、利用者の皆様の声を聞きながら、より活用しやすい空港バスが運行できるよう努めてまいりたいというふうに思えます。ちなみに、4月、5月での利用状況ではございますが、昨年度より若干増えているようでございます。

以上、長くなりましたが、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（迫田秀三君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（迫田秀三君） 日程第5、「一般質問」を行います。

通告に従って、順番に発言を許可いたします。初めに、池山喜一郎君に発言を許可いたします。

4番、池山喜一郎君。

〔4番 池山喜一郎君 登壇〕

○4番（池山喜一郎君） おはようございます。

早期水稲も、穂も出揃う時期となりまして、あと20日過ぎ、1か月しないうちに収穫を迎えるという季節を迎えました。

4月の19日に集荷が終わりましたさとうきびについて集荷実績を農協のほうから頂きましたので、若干紹介したいと思います。

令和5年／6年期の作付面積は、前年より7ha少ない1,166haでございました。反収につきましては、561kg少ない6t489kgとなっております。7tを500kg程度切ってるということです。それから甘蔗糖度ですが、昨年より0.71高い13.49です。

それから糖度帯の割合ですが、基準糖度帯未満13度未満ですが、これが前年より30.47低い32.52。それから基準糖度帯13.1から14.3が、昨年より19.04高い49.52。基準糖度帯14.4以上ですが、これについては、前年より11.43%高い17.96tということになりまして、この結果、原料代の平均単価がトン当たり、昨年より2,441円高い7,640円ということになっております。久しぶりに明るい情報じゃなかったらうかというふうに考えております。

また今年も豊作であるように願いたいものだと考えております。

それでは、通告にしたがいまして、質問をさせていただきたいと思いますが、施政方針についてです。

まず、種子島農業公社育苗施設の改修について、種子島農業公社と連携し、その方向性を定め対策を検討するとしているが、具体策を問いたいと思います。

町長も農業公社の理事長でございますので、真剣に考えていらっしゃると思いますので、その考えをお聞きいたしたいと思います。

後については、質問席のほうから質問をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 種子島農業公社育苗施設の改修についての御質問でございます。

以前より、農業公社育苗施設の老朽化などにおける整備、また改修などにつきましては検討をしてきているところであり、再整備の計画についても協議を今行っているところでございます。

現在、南種子町の長谷地区にある育苗施設、これに関しましては、私、農業公社の理事長と公社副理事長のJA組合長と協議、話し合いをこれまでも行っているところでございます。

ここ数年は、ハウスなどの補修を随時行いながら対応することとしており、公社で対応してきたところでございます。

しかしながら、老朽化もさらに進行しており、大変厳しい状況になってきております。

仮に現在の南種子町から中種子町への移転などを考えた場合、設置の場所、事業費、設置後のランニングコストなどを含め検討を行っておりますが、以前の答弁でもお答えしましたとおり、総事業費がおおむね7億円を超え、8億円以上かかるのではないかという推測がされ、懸案事項等を含め先月29日に開催された農業公社評議委員会においても継続して審議をなされているところでございます。

しかしながら、農業公社といたしましても、まだ結論に至っていないところでございます。今後も継続での審議・検討がされていくこととなっております。

また、町や農協としましても、今後の水稻などの作付動向であったり、育苗に関する見直しを確認するため、近日中に水稻WCSにおける栽培面積の確認であったり、育苗における自家播種または購入苗に係るアンケートなど、調査を実施する予定でございます。

アンケート調査の結果などを踏まえて、町、農協、公社の3者協議により、今後の計画の方向性を定め、事業実態、実施主体、事業規模、設置場所などの検討を進めていくということになっている現状でございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 実施にあたりまして、事業主体というのが、まだはっきりしてないということで。あるんですかね、事業主体。育苗施設を建設するにあたっての事業主体を伺います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この農業公社ができたときに、その育苗ハウスというのの運営の仕方というのは、農業公社に委託するような形が基本的な考え方だったと思います。

そういった点で言いますと、事業主体というのはJAさんになるというようなところの確認は組合長ともさせていただいているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） JAが事業主体というふうな形に最終的にはなっていくと思うんですが、その場所とかですね、そういうのもまだ決まってないようでございますけど、中種子町における水稻苗の注文にあたっては、自家用米がほとんどです。比率が大きいです。ということになりますと、やはり、町民の食に関することになっていきますので、事業主体は農協になろうと思いますけども、町の関わりを相当持っていないと、農協だけでは育苗ハウスの建設は大変じゃなかろうかというふうに思いますので、補助金等も、しっかりとつくってもらって、これに対応していただきたいと思いますが、そういうところの考えはどうでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 基本的に事業主体がどこという考え方は置きましても、

仮に事業を使うのであれば、その事業主体が事業申請をしていく形になるんだろうというふうに思います。

そういった中では、行政としても関与していかないといけない部分がございますし、この農業公社自体も、カツカツの運営をしている状況もなきにしもあらずというようなところで、非常に厳しい運営を強いられているのは現状として、議員の皆さんたちも御存じかと思いますが、そういったところでは育苗にかかる、今後値上げをしないとやっていけないような部分、そういったものに対しては、議員ほとんどが自家用米ということでしたが、供出される人も結構多くございますので、このアンケート等によって米農家の意向等も含めながら、また、WCSの作付けの面積の状況等の意向等も絡めながら、直接農家に大きな負担がいかないような手立てというのは我々行政はしっかりしていくべきなんだろうなというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） アンケート等も実施して、建設に向けるというようなことでございますので、早々の改修工事ができるようにお願いいたしたいと思っております。

もう育苗ハウスを見たときにもう待ったなしの状態じゃないかなというふう感じられてると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今ありましたように、町民に、農家に負担があまりいかないようお願いをしておきたいと思っております。

次に、畜産振興において、畜産の規模拡大を図りながら、地域の特性を生かした活力ある産地づくりを推進するとしているが、どのような政策をとっていくのかお聞きいたしたいと思っております。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 畜産業を取り巻く環境でございますが、近年の世界情勢及び円安などの影響によりまして資材や飼料といった経費全般が高騰しております。

また、普段の生活必需品なども物価高騰により厳しい状況にある中にもかかわらず、さらに、子牛の価格や入荷など低迷等大変厳しい状況にあることは、皆さん共有の情報であるだろうというふうに考えておるところでございます。

畜産振興としましては、これまでも国や県の各種補助事業であったり、緊急的対応としまして町単独による飼料、肥料の支援なども実施をしておるところであり、また、個人負担等も含め、これまでに整備・導入されてきた施設などを活用していただく中で、畜産農家さんの頑張りがあって、今現在何とか保っている状況ではないかなと思っております。

飼養頭数の規模拡大などを推進しておるところでございますが、本町では、他の市町村と比べて飼養頭数の維持、これは数値的に見ますと図られているのではないかなと思うところがございます。

今、国からの畜産、特に和牛のせり値に対する支援というのは割と大きく支

援を頂いております。これがあるおかげで何とか畜産農家の皆さんも何とかや
っていつている状況ではないかなというふうに考えております。

これに関して、これを町の予算でというのは大変厳しいところがございます
ので、ここに関しては、県選出の国会議員の先生にもお願いをして、これはこ
のせり値価格がある程度落ち着くまでは、ぜひ続けてほしいというような要望
をしております。これに関しては、十分理解をしていると、続ける方向で検討
しているから心配をするなというふうな返答も頂いているところでございま
す。

そういった中で飼料高騰分に関しても、飼料、肥料に関しては若干今値下が
りが、肥料等に関してはしているようでございます。

そういったところで、もしかしたら途中で支援が切れるかもしれないですが、
それに関しても、離島分ということで何とか策が打てないかというお願いもし
ているところでございます。

そういったところで、畜産農家さんが今現状では、正直申しまして飼養頭数
を増やしていくっていう状況には、なかなか気分的にもないのかなと思います
ので、今お知らせしている国の事業等が引き続き継続して行われるように、
我々は積極的に国に対して要望を続けていき、離島、そしてまた、畜産県であ
る鹿児島県の海外への輸出を含めた振興に、本町も、ぜひとも畜産農家の皆さ
んに頑張ってもらっていて、御協力を頂く方向性、そういったものをしっかり頑
張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 地域の特性を生かしという、この地域の特性とは何です
か。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） やはり本町は、耕種農家も多くございます。面積的には、
ほかの大きな、いわゆる産地と言われるようなところには、面積的には当然絶
対数的に追いつかないわけですが、中種子町の場合は、耕作地という
ものは、この離島の中では大変多い面積を抱えているというふうに考えます。

そういった中でさとうきび、そういったものを生産しているわけですが、
さとうきびのバガスであったり、そういったものを有効活用しな
がら畜産振興にもつなげていく、これはとても大事なことだというふうに考え
ております。そういったところを踏まえての話でございます。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 今、多頭農家の方々が畜特資金とかいろいろ活用されて
いるんですけども、なかなか、それを活用すると規模拡大を進めていけない。
進めていかなければいけないというようなことで、子牛せり価格も安い中で、
大変だと。あと5年ももたんかもやろうというような形でですね、おっしゃる
農家もいらっしゃいます。本当に危機的な状況が迫っております。

やはり、こういう農家を支えていくためにも、皆さん、行政のほうも一生懸

命頑張っているんですけども、今後とも行政主導というような形で、農家が安心して牛を飼っていただけるように、助言なり、それから指導なりして頂ければなというふうに思いますし、また、国のほうにも補助的なものを、町長もお願いするということがございますので積極的に働きかけていただきたいというふうに思います。

次に、3番目にですね、未利用資源の有効活用について積極的な活用方法などを検討しながら、6次産業化への推進に取り組むとしているが、対象とする未利用資源については、何を考えていらっしゃいますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 民間の事業者さんのほうからお話が何件か来ております。

その中で民間の事業者さんがイメージをしているのは、安納芋の規格に合わないものっていうのを集荷して、農家の方も少しでもそれがお金になって、そしてまた確保していくっていうのができないかっていうようなことを今提案を頂いております。

それからブロッコリー等に関しても、上の部分ではなくて根本の部分、これを何かに使えないかというようなことで相談を頂いておりますし、そこら辺というのが、JAさんとも協議をしながら、うまくいけば加工化して持っていく。6次産業化というのは、1つの農家が生産したものを、その農家が何か商品化していくっていう形ではありますが、それに囚われることなく、未利用資源、そういったものを商品化していくっていうのは、とても大事なことだと思いますので、そういったところは我々もそうですが、民間事業者さんで非常にメリットがある部分があるという話を聞いておりますので、そこら辺は、これから先も、しっかり進めていきたいと思っておりますし、先ほど行政報告で話をさせていただきました共立女子大学、ここに関しても、そういったところも勉強させてくださいというようなことを伝えており、これに関しては漁業者の結局廃棄するような魚を使った料理、そういったものができないかというようなことも検討されているようでございます。

この前も見えたときに、ただ、ちょっと味見をしてくださいと言って、いただいたのがレトルトポーチに入ったカレーだったんですけども、これに関しても、その地場で未利用資源と思われるものを加工して、レトルトカレーにしていますということだったので、それは本町のものではなかったんですけども、本町にもある未利用資源をそのような形で活用できないかというようなことで、勉強させてくださいというようなことで伺っておりますので、そういった形で、それぞれの分野で未利用資源となるものを活用して商品化していくようなことに我々も協力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 未利用資源ということで、ブロッコリーの茎とかですね、安納芋の規格外品とか、いろいろあるようなんですけども、しっかりとですね、研究されて、商品化ができるようにしていただきたいというふうに思います。

先ほどの畜産振興においてもですね、さとうきびのバガスですが、現在、ポ

リが若干入ってるもので飼料化ができません。

それで新光糖業とも、ちょっと協議を進めていただきたいと思いますけども、そのポリの混入しないバガスについては、牛の粗飼料に加工ができます。

それで、そういうところもですね、ちょっと泥臭いというか、6次産業にならないわけですけども、生産基盤を下支えするというような意味からですね、そういう粗飼料化の勉強もさせていただきたいというふうに思います。

次に、新たな魅力ある観光地の醸成、体験交流活動も含め、その活性化に向けた取り組みとして総合運動公園をフル活用したスポーツツーリズムを計画されているが、陸上競技場に接続した公認のクロスカントリーコースを併設したらと考えるが、見解を聞きたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、このことにつきましては、以前より、私が就任当初から、そういった御質問や御意見等も賜っておるところでございます。

あればいいんだけどねっていう話をされているということで、どんなもんなんだろうかということで、合宿に来られた駅伝部、陸上部、そういった監督さんたちとかもお話をする機会があるたびにクロスカントリーのコースをつくるにはどうしたらいい。どういう形がいいのかっていう話をさせていただいておりますが、競技場周辺の地形自体が大変上り下りがちょうどいい具合にない。南側下りで北側上り一辺倒というようなことから、クロスカントリーコースとしては、そう向いていないんじゃないかという意見が結構多くございます。

また、陸上競技場の外周となりますと、車の往来であったり、駐車場としての利用といった観点から、各種イベントなどへの影響も考えられるため、この近辺に関しては、場所的に適さないのではないかなというふうな判断を現在ではしているところです。

また、こういったクロスカントリーのトレーニングというものに関しては、種子島ゴルフクラブに宿泊される皆さん方は、ゴルフクラブのほうの御理解を頂いて、ゴルフがスタートする前の早朝、もしくは、ゴルフが皆さん帰られた後の夕方、ゴルフ場のフェアウェイを走らせていただいたりっていうのは非常に理想的なクロスカントリーのコースなんだろうなというふうに私も思って非常にいい場所があるんだなとは思っておりましたが、御理解を頂いて、そういったトレーニングも選手の皆さんはさせていただいているということでございました。

以前はそのように利用させていただいていたところでしたが、現在は余り使用していないというふうに伺っているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） このクロスカントリーコースですね。やはりスポーツ合宿の方々も要望があるようでございます。

またこれをですね、クロスカントリーに関する大会の誘致とかですね、それから、スポーツ合宿の増加が見込めるというようなことで、一応、陸上競技場

に併設したらというふうに思っておりましたが、地形的にちょっと、ということでございますけども、できたらですね、要望として上がってるわけですので、他の陸上競技外でもですね、設置はできないものか。町内にですね。

ゴルフ場は民間での施設ですので、朝、夕しかできない。一般の町民もそんなに、秋佐野まで行ってするっていう人は、あんまりいないと思いますので、運動公園に近いところにですね、そういうものが設置できないものかなと。

そうするとやはり、合宿に来た方々も気軽に、そこで練習できるんじゃないかなというふうに思います。

どうですか、町長。陸上競技場に併設じゃなくて、別個に建設をする考えはないですか。

○4番（池山喜一郎君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現状としましては、体育施設等に関しては、様々な整備をさせていただいておる中で、結構な予算を議員の皆様の御理解を頂いて、執行させていただいているところでございます。

そういった中で、優先的なものっていうのを、やはり決めておりますので、そういった中で、はい、分かりました、造りますと現状では言えないということは御理解を頂ければと思います。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 体育館とかああいう構築物からすると、建設費もそんなにかからないと。また、管理的なコストもあんまり、草払ったりするぐらいですので、あまりかからないというふうに思いますので、今後、ぜひ検討をして頂きたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは最後になりましたが、住宅不足について、町長の見解をお願いしたいと思いますけど、昨今、町内の住宅不足が問題化しており、町民生活や町の活性化の足かせになっている。この対応について、町長の考えをお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この質問は、以前もあった質問でございます。

空き家バンク等に登録している数も正直少ないところではございますが、現在ちょっと空き家もあるように聞いておりますが、やはりこれまでは例えば5万円であったものが、8万円で貸出しているとかいうのは見受けられるというふうに認識をしております。

これに関しては、空き家の改修とかそういったものに、前回は御答弁をさせていただきましたが、予算を計上させていただいておりますので、地域の空き家、そういったものがあればまた議員の皆さん方にも御提案を頂いて、そういったところを優先的に整備・補修をして、そう高くない予算で貸出しできるような空き家っていうのを探すのもとても大事なことだと思います。

現状としては、確かに家賃が高騰しているというのは否めない事実かと思いますが、賃貸住宅等に関しては、賃貸の金額を上げてないところも多々あるというふうに聞いております。

あそこが空かないというのは、やはり空いたらすぐ、値段がそんなに昔と変わらないのでということで引き合いが多いということなのだろうというふうに感じております。

また、貸家等をお持ちの方には、そういったところを、ぜひとも地元の町民が借りたいという場合は、低廉化といいますか、以前よりもそんなに高くない金額でお貸し頂ければありがたいなというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） 以前、町長が話されたことに、校区で家を造ったらどうかとかいう話もあったようですが、これは町長の持論ですか。言えば、町の政策じゃないですよ。

そういう町長の考えでは、将来的に若い人の負の遺産を残しちゃいかんというようなことも聞いておりますし、その中で、もっともだなあというふうに思います。

ただ、校区で家を造ればとか、そういうことについてはですね、やはり、校区民もそんなに裕福な校区はないんで、そういうところは軽率に言ってもらったら困るなというふうに思っております。

そういうところの見解で、そこはちょっと町長どうなんですか。自分の腹づもりで。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現状の空き家対策というのにはならないのだろうというふうには思います。

ただやっぱり地域力っていうのは、すごく大事なことなんだろうというふうに自分は考えていて、議員がおっしゃるように、校区でどうこうというのはできないだろうというのは、もう十分分かります。皆さんいっぱいいっばいで生活をされてるわけですから、そういったことはできないだろうというふうに考えていますが、校区出身の起業家の皆さんとか、我々よりも校区の皆さんが知ってる人たちが結構いらっしゃると思うんです。

そういったところに、前ございました企業版ふるさと納税であったり、そういったところを活用した校区の住宅づくりとか、そういったのもいいんじゃないでしょうかという話です。

だから、勘違いしてもらっては困るんですけど、校区で造れではないんです。

だから住居対策としては、そういったこともあるよねっていうことで、そういったところで、そういった資本家の方に挨拶に行かないといけないのであれば、私も一緒に行ってお願いをすることもあろうかと思うし、そういったところで、何年か後には、家賃収入が校区の運営費に回せるとか、そういったところがあると。特に、校区にあっては、人が減っていく中で、校区の運営費もどうしようか、役員の成り手もないという中で、そういったところにプラスの予算が入ってくることは、とてもいいことなのではないかなというふうに考えるというような話をさせていただいたところで、これをしますとか、それはも

うあくまでも校区さんの中でいろいろ議論すべきことであって、我々としてはちょっとそこに投げかけるというような形になろうかなというふうに、そのようつもりでお話はさせていただいたことがございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 4番、池山喜一郎君。

○4番（池山喜一郎君） この住宅問題もですね、自衛隊の建設が終わる頃には、また、落ち着くんじゃなかろうかというような見込みもあるようですが、いまいまはですね、大変な状況でございます。

しっかりとですね、衣食住、やはり人間の生活する中で、1番大事な3つの要素ですけど、その中の住ですので、行政がやはりしっかりと、その対応を図っていく必要もあると思いますから、家を造れというわけではありませんけども、その対策は絶えず考えておいていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

やはり行政というのは、指導と誘導が大事です。行政的な指導、それからいいと思ったことは誘導していく。そういうことでですね、やはり施政方針なり、住宅問題についてもですね、そういう考えで指導と誘導をですね、うまく図っていただいて、町政を町の行政を引っ張っていただきたい、行っていただきたいというふうに思います。

以上で、私のほうからの質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開はおおむね11時からといたします。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前10時59分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、池山朝生君に発言を許可いたします。7番、池山朝生君。

〔7番 池山朝生君 登壇〕

○7番（池山朝生君） おはようございます。

4月25日の南日本新聞に消滅のおそれ744市町村、全体の40%超。鹿児島県内は15市町村。このような報道がありました。これ新聞報道です。これは、民間組織、人口戦略会議が公表したものであります。根拠としては、子どもを産む中心世代の20代から30代の女性が半数以下になるとの推計が根拠であります。

本町は、消滅可能性から脱却したとあるが、人口減少、少子化基調は何も変わっていないとも言っております。

私は、本町の人口減少は、まさしく危機的な状況であると危惧をしております。私の母校である南界小学校は、今年度は、卒業生、入学生0。いませんでした。

本格的な人口減少に突入している中、将来のまちづくりをどう進めていくの

か。議論をしたいと思います。

そこで、通告をしております1点目、子どもがいない。将来、集落維持が困難である。この問題は、もう地域レベルの域ではない。官、行政、民を挙げて早急な取り組み、一刻も早い対策が必要であります。論をまたない危機的な状況であります。

そこで、町長に伺います。この現状を、どのように受け止めて、打つべき対策を具体的に示してもらいたいと思います。

以下は質問席より質問をいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 全国的な少子高齢化、少子化、人口減少の傾向につきましては、国も大きな課題として受け止めており、その対応が急がれている状況でございます。

ただいま説明がございました人口動態統計の指標の1つである合計特殊出生率、これは人口を維持するためには2.07以上が必要とされておりますが、最近の報道で発表された数値では、国全体で1.20というふうになっておるところです。

生まれる子どもが減少し、全国的に人口減少が進んでいると言えます。同様に令和4年度の人口動態統計での鹿児島県の合計特殊出生率は1.54で、県全体でも人口減少が進んでいる状況です。

ちなみに合計特殊出生率が1番高い県は沖縄県で、それでも1.70と人口減少傾向につながる数値になっております。

本町の合計特殊出生率の令和元年度から令和5年度までの平均値は1.86であり、人口が維持できるとされる2.07を下回っております。年度によりばらつきはありますが、今後、率は減少傾向で推移していくのではないかとというふうに予想しているところでございます。

特に令和5年度につきましては、1.21とかなり低い率となっていて、出生児数も町全体で26人と極端に少なく、近年では最も低い出生者数となっております。

また、令和6年と令和5年4月1日現在での町全体の人口の比較では令和6年が7,182人、令和5年が7,345人となっており、163人、2.2%減少しております。

これは人口規模の小さい本町にとっては、議員がおっしゃるように非常に大きな危機的問題であるというふうに認識をしております。

国や県の事業を有効に活用しながら、町の事業財源の導入も含め、早急な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今回の町長の答弁は、私は全く答弁はできていないと、このように感じておりますが、私だけでしょうか。

私は、この現状をどのように受け止めて、対策を具体的に示してもらいたいです。このような質問をしてるわけです。

しかしながら町長は、この私の質問に対して、ただ数字を述べるだけ。出生率がどうだ、これは皆さん分かってますよ。

ここにですね、ちょっと傍聴者の皆さんには、後でそちらに向けますけども、これはまず職員の皆さんに分かってもらいたいと思います。傍聴者の皆さんにまたあとで向けますから。

ここにですね、平成 27 年度から令和 6 年度、今年度までの各学校、小学校 7 校区、中学校、この統計が出ております。この統計は、平成 27 年度が、小学校が 7 ですね、425 名。中学校が 234 名、合計が 659 名です。

それで、これは令和 6 年度までいくと 9 年間、令和 6 年度の合計が、小学校が 351 名、中学校が 182 名、合計が 533 名、マイナス 126 名となっています。

次はね、これは令和 7 年度から 12 年度末までの、これは見込みなんですけど、これでは、7 年度が、小学校が 356 名、中学校が 173 名、合計で 529 名、5 年後の 12 年度。これでいきますと、小学校が 288 名、中学校は 178 名と 5 人のプラスになっていますけども、全体としたら 466 名。

ここで、来年度の 7 年度と 5 年後の 12 年度、これを比較しても、約 63 名の人間が減るんです。子どもたちが減るんです。

これは根拠は、春田課長のほうから、これ資料頂いたんですよ、国勢調査等いろいろな中でしっかりした根拠があります。

町長ね、このような数字が今言いましたように、123 名、10 年間では確実に 100 名減ります。減るんですよ。その中で、この人口減少問題をどう対処し、対策を講じていくのか。これが 1 番なんです。

今、私が質問してるのは、このことなんですけど、ちなみにですよ。移住者、2020 年の県全体での移住者は 2,631 名、うち奄美群島は 4 割の細かい数字まで言うと 1,050 人を占めているんです。うち奄美群島が 4 割を占めてるんです。

これ町長なぜだと思いませんか。奄美が全体の鹿児島県の 4 割を占めている。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 奄美のことまでは、ちょっと質問の中身ではなかったの
で詳しくは調べておりませんが、奄美が確かに移住者が多いというのは自分も
存じ上げております。

そういった中で奄美の首長さんたちに聞く中では、移住者対策というのをし
っかりやっておられるというふうに聞いております。

それは住居の提供であったり、そういったことをやっているようでございま
すが、それぞれの市町で奄美の中でも、方向性が違っているような状況と聞いて
おります。

特に世界遺産に奄美がなつたと。世界自然遺産というところでいろんな芸能
人であったり、そういった人たちを呼び込んでの移住の発信というのをやって
いるというふうに聞いております。

そういったところで今、効果があらわれてきているのではないかなというふうに私としては考えているところです。

移住政策自体も、住居の問題、そういったところにも、手厚い担保をしているようでございます。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） まさしく町長が今言われたように、奄美は、移住定住を進めることが、過疎を食い止める人口減少対策と。これが切り札だと考えているわけです。それでもってこの政策をやってるんですね。

その政策の具体的なことは、地方債。地方債を活用して定住促進住宅を新築し、また単独予算で空き家を改修して、受入れに力を入れたことがこの数字なんです。

今言うように背景には、世界遺産条約それもあるでしょう。

けども、1番のものは危機感を感じたからなんですよ。奄美は危機感を感じて、このような定住促進住宅、地方債を使ったこの対策を講じたわけです。

この取り組みをなぜ紹介したかというのは、私も人口対策は、移住を進めるべきだと、このように考えております。

そこで地域においても、危機感の中で何かやらなければ、子どもがいなくなる。集落の維持が難しくなる。住民自治のもとに、地域づくり、生き残りを模索してます。

留学制度もしかりです。しかし、この留学制度においても、私の見解ですが、里親探しもハードルが高いです。そういったことも否めないです。

私はそこで、里親をするにしても、親子留学をしてもらうことが1番いいのかなと、このように考えております。

そうなってくるとやはり、この留学制度にしても出てくるのは、直面するのは住宅問題です。移住者の声で、町長、1番多いこの問題といたしまししょうか、多いのが住宅問題です。

移住を進めていく上で、必須条件は住むところ。住宅なんです。

私が、最初の質問で言ってるのは、町長に、中種子町として、人口減少対策をどのように受け止めて、どのような具体的な対策を打つのか、このことを聞いてるんです。

もう一度聞きますよ。どのような対策を打っていきますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今、正直申しまして、この馬毛島関連工事の作業員の皆さんの宿泊施設ということも含めて、これまで空いていた住居等が割と高い金額で貸し出せるというようなこともあって、そういったところで今逼迫している現状というのは、議員も御存じのことと思います。

先ほど来、ちょっと話も出ておりますが、これが未来永劫続くわけではないのかなというふうに私は認識をしておりますので、空き家バンクであったり、そういったところに登録をしてもらい、また家屋の改修等をしてもらうような予算というのも計上してございますので、そういったのを有効活用してもらう

ようなお願いをしているところです。

少子化の問題というのは、議員も御存じのように、子どもを産み育てやすい、産みやすい、育てやすいというような環境づくり。

だからこれは、移住定住はどう考えるんだっていうところではなくて少子化、人口減少対策というところの根本から入っていったときに、この出産いわゆる、出生率の問題になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

国も、子ども未来戦略方針のもとで出産子育て世代、これの支援を拡充していこうというふうに強力に推進をしています。

児童手当制度であっても、18歳までの延長と所得制限の撤廃であったり、第3子以上の多子世帯への増額を令和6年12月支給分から実施予定でございます。

育休時の手取り額の維持と時短勤務時の給付制度については、令和7年度から実施予定としております。

出産費用の保険適用化と、保育所利用要件の緩和及び住宅ローンの金利優遇については、令和6年度から3年間で具体化される予定です。

大学など授業料無償化、また、そういったものも令和7年度から実施予定としており、授業料の後払い制度、また、奨学金の対象者拡充については、本年度から実施予定としているところでございます。

町といたしましても、国の子ども未来戦略方針に沿って、制度、各サービスのスムーズな導入移行を図ってまいりたいと考えております。

また、県については離島から海を渡って本土の診療施設で診察及び治療を受ける必要がある子どもと、その保護者の船賃、航空運賃及び宿泊料の経費負担軽減のために、県が3分の1、市町村が3分の1を補助する予算を新年度に計上したところです。

これを受け、町でも今回の補正予算の議案の中に県費を含んだ子ども通院費支給事業補助金213万5千円を新たに計上しておるところです。

町では、これまでの国の制度に基づいて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育施設などの3歳から5歳児クラスである小学入学前の3年間の全ての子ども及び0から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもを対象に、令和元年10月から保育料の無償化を実施しております。

課税世帯でも、同じ世帯から保育施設2人以上利用の場合は、0から2歳児までの第2子は半額、第3子から無料となっております。

さらに子どもを産みやすい、育てやすい環境づくりのために18歳までの医療費の無償化及び小中学校の給食費、保育所等の副食費の無償化を実施しております。

不妊に悩む出産世代のために、不妊治療費と渡航旅費について、令和6年度から全額補充とし、不妊治療にかかる経費負担の軽減を図っております。

子育て産後ケアの環境整備の観点から、本年4月に子ども家庭センターりんくを開設し、親子の遊び場と触れ合いの場の提供、子育て中の保護者の集いの

場の提供、子育て、沐浴の方法指導、産後の母親の精神的ケア、体調管理等理学療法ケア、保護者からの子育て相談への対応、そして子どもの身体測定、発達状況の把握、児童虐待であったり、DV窓口対応などを実施しております。

子どもと保護者の拠り所となる施設として子育て世帯の支援を図ってまいります。

出生率の問題、観点から考えたときに、こういったところの施策として、今後も引き続き子育て世帯の負担軽減など、また、子育て環境の改善を図りながら、出産、産み育てやすい環境づくり、まちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

そして、議員のほうからございました移住定住に関する支援でございますが、私どももそこら辺に関しては、何らかの策を打つべきというふうに考えております。

ただし、これに関しては、移住後、何年かとかいうような縛りをつけていかないと、移住定住して1年もしないうちに島外にまた出かけていく。

これまで中種子町の場合は、私の知る範囲でも、サーフィンとかそういったところでサーファーの皆さんとかそういった人たちがたくさん移住し、定住しておられます。

ただ、その半分ぐらいが、やはりよそに出かけてというか、よそに帰られるというような現状もございます。

そういったところで、今、移住している皆さん方の御意見も伺いながら、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 移住している皆さんの意見を努めて聞いてください。

これね町長、縛りとか、移住したら縛りをつくるってのはこれ当たり前。行政の仕事ですよ。行政の仕事。これあえて言う必要はない。私はそう思ってます。

この人口減少対策っていうのは、どこの自治体も1番の課題であり、策を講じないと確実に衰退することも事実であります。

冒頭でも言いましたが、町長、この人口減少の問題は、地域レベルの域ではないんですよ。もう限界です。

自治体、行政がしっかりと旗を振らないと、私は中種子町の未来は先細りするしかない。先細るしかない。このように危惧をしています。今説明したように、この数字から見ても、分かるでしょう。

やはり、一刻も早く仕掛けて手を打つべきと考えますが、具体的に、町長の思いでいいんですよ。

確かに、子育ての支援というのは、第1子から何をする、学童保育やる、これはどこの自治体も一緒。一緒なんです。町長の思いをこの中で、子育ては、人口減少は、このように地域が危ない。集落がもう維持ができない。このことに対して、トップである町長はどのように考えているか。このことを聞きたい。

お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 池山議員の出身校である南界小学校、これは学級減ということで、教職員も今年度については、相当減少しております。

そういった中で先般、南界小学校の校長先生、それから、その活性化の実行委員会というものを立ち上げて、その実行委員長、それからPTA会長等がお見えになって、今後の南界小のこの人口減少対策というものをどのように考えていこうかというようなところの協議をしたところでございます。

そういったところで、今のところ移住定住もそうなんです、今、議員からもございましたが、留学制度というのも岩岡、星原でやっております、これに関しても、家族留学というのものの中には入ってきております。

校区において空き家を探して、そこを整備をしてとか、整備せずとも住めるところに関しては、そのまま住んで頂いて家族留学。

それと、星原に関しては、じいちゃんが中種子出身であるというところで帰ってきて、しばらく通わせようっていうところがあるようでございます。

そういったところも出郷者の会の中でも我々も是非、お孫さんとか、そういったところを親戚の家があれば、そこでもいいので、1年でも2年でも通わせてもらうようなことはできないかというようなお願いも今続けているところでございます。

議員がおっしゃるような危機感というのは、私も当然持っているところでございます。そういった中で、移住定住に関しても、ふるさと回帰センターというところがございます。ここの連携をとりながら、移住定住希望者、そういったのを今募っているところでございます。

そこら辺の形が整ってくる中では、我々としても受け入れる際のいろいろな支援というのはしっかり考えていくべきでありますので、そういったところをまた担当課が出向いて行って、中種子町への移住っていうものを検討してくれということをお願いをしているところでございます。

あと、農業部門において、やはり高齢化が進む、人口減少ということで働き手がないというところで、今鹿児島県熊毛支庁を中心に、民間の人材派遣というようなものっていうのを取り組んでいるところでございます。

町内でも、何社かその人材派遣による短期間の雇用、そういったものを行っておりますが、これを恒久的にできるようなシステム。また、ここに住んで暮らしができれば、そこで移住していくっていうような形が取り組めるのではないかと進めているところでございます。

あと移住定住者並びに留学制度というのものにも、そういった意味では予算をつぎ込んでいく必要性は当然あるとは思いますが、町内のいろんな人たちの声を伺うときにやはり、町長、地元にいる子どもたちをまずは大事にしてくれというような声も多々聞くところもあります。

ですので、そこはバランスをとりながら、我々としても、いろんな、民間企業であったり、そういったところの連携の中で、やはりどっちにも対応できる

ような策を準備していく必要性もあるのかなというふうに考えているところ
です。

地元にいる子ども、そういったところをどうサポートしていくか、また子育て支援をしていくかっていうところも、大きな1つの要素であり、議員おっしゃるように、その移住定住に関しても、もっと力を入れるべきではないかという御意見だと思いますので、そこは順次進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 地元の子どもの当然、業者もやっていますよ。放課後児童、放課後に学校を使って。ですから今私が言わんとするのは、地元の子どもたちもしっかりと支援はしているんだけど、もう限界だということです。

今の子どもたちが、この推計でも分かるように、もういなくなる。このままの現状では。

だからどうするんだということをしきりに聞いているんですが、あのですね、やはり、集落、この校区もしかり。子どもの声がある。集落がそこに元気がある。次に発展がある。これを町民は切望してるんですよ。

ですから、私は町長ね、やはり住民自治の意思を反映することが、町長であり、我々町民の代表である議会だと、このように常に思っております。

しっかりと人口減少対策、しっかりと腹を据えて関わってもらいたいと思います。

次の質問に入ります。

スポーツ少年団及び中学校部活の遠征費助成について。この内規は、前回の一般質問で聞きましたけど、平成25年につくられているようです。

それで平成25年からして、現在の経済、燃料高騰、物価高騰から見ても、余りにも保護者の負担が重過ぎる。

この質問の答弁は、教育長と町長に答えてもらいたいと思いますが、教育長、令和6年度予算の内訳をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） スポーツ少年団についてのお答えということですのでよろしいでしょうか。

一般会計の負担金、補助及び交付金から、町単独補助金の育成補助として21万円。これをスポーツ少年団本部に交付しております。内訳は、スポーツ少年団本部においては、本補助金を含む55万6千円の予算の中から、1人当たり1,500円の100人分、15万円を県交歓大会出場費として予算計上しております。

中学校の部活動についてもよろしいですか。中学校部活動の遠征費の助成については、同じく一般会計の負担金、補助及び交付金から町単独補助金の旅費補助として56万円を交付予定としております。内訳としては、県総合体育大会旅費補助を内規で定めている1人当たり7千円の60人分42万円、県音楽コ

ンクール旅費補助を 20 人分 14 万円、合計 56 万円を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7 番、池山朝生君。

○7 番（池山朝生君） 予算の内訳は分かりました。

この質問②のですね、過去の予算額、コロナ前を含む、あと本年度の予算、この予算要求の。それとあと予算要求の根拠ですが、まず、過去の予算と本年度の予算の比較をお願いします。

教育長。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） まずスポーツ少年団についてです。過去の予算額については、平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年間のデータになりますが、10 年間変わらずの 11 万 6 千円の補助金で、令和 6 年度から 9 万 4 千円増額の 21 万円の交付となっております。

根拠については、令和 4 年度まで県交歓大会出場費 1 人当たり 600 円だった補助を令和 5 年度から 1,500 円に見直し、令和 6 年度も同額の補助を継続することから補助金の増額をしております。

中学校部活動の遠征費の助成については、平成 26 年度から平成 28 年度までが 108 万 5 千円、平成 29 年度から令和 2 年度までが 130 万 9 千円、県大会、九州大会、全国大会出場を見越して算出した予算額となっております。

令和 3 年度からは、県大会出場のみで算出した予算額となっており、九州大会、全国大会出場が決まった場合は補正で対応しております。

令和 3 年度が 60 万 9 千円、令和 4 年度から令和 5 年度は 56 万円の予算額で、令和 6 年度も同額となっております。

根拠については、県大会出場 1 人当たり 7 千円に県体育大会の出場見込み数 60 人 42 万円と県音楽コンクールの出場見込み数 20 人 14 万円として算出しております。

○議長（迫田秀三君） 7 番、池山朝生君。

○7 番（池山朝生君） 前回の同僚議員の質問で、これちょっと参考までに、中学校部活動の令和 5 年度の実績ですね。これは中学校が県大会出場補助金として 8 競技、82 名。教育長から答弁があったものですよ。九州大会が生徒が 1 名、指導者が 1 名、全国大会が生徒が 1 名、指導者が 2 名、スポーツ少年団は、令和 5 年度、4 団体の 36 名。

単純にですね。これ 1,500 円、全体では 15 万円見てるという話ですが、単純に 1,500 円を 36 名で掛けても 5 万 4 千円です。5 万 4 千円。ですよ。

私が思うのは、島外からですよ、スポーツ合宿誘致で来る、やっております。この中で、島外から来た少年団というのは、1 人頭 1 泊 2 千円の助成がありますよ。

もちろん来てもらうということは、これは大事なことでありますけども。単純に比較してます。島外から来て 2 千円。こっちから行って 1,500 円。これも

あるということなんですよ、現実には。

それと、高速船の運賃は御存じのように、有人離島の割引を使っても、生徒は1万1,700円ですよ。それとプリンセスわかさ、これも往復で6,210円。何を言わんとするかっていうのは、こんだけの物価高騰って運賃はこんだけあるんですよ。仕方ない。でもって、1人頭1,500円はどうかという話ですよ。

全体は100万とか、このような数字を先ほど聞きましたけども、この100万で子育てを安心してできる親御さんたちが。この100万っていうのはどういうことかなど。私はこれに疑問を持ってる。疑問というか、少な過ぎる。

だってあれでしょう、この子育て世代の親御さんは必ず行かせるんですよ、無理してでも行かせる。極端に言ったら借金してでも行かせる。

特に、子どもたち、1番成長期でありますよ。人間形成の中で、いっぱいいろんなものを学ばせる。これも教育です。

金を使うところには金を使わないかと、私はこのように町長思ってますが、今言うように、お金がこれだ。どうかなという話なんですけどね。

今言いましたように、指導者なんか行っても7千円、限度額は7万円、実績としたら1名とか2名ですよ。50名行くとか、100名とかの数字じゃないんです。言葉は適当かどうか分かりませんが、知れたお金ですよ。

そこでもって、言いたいことは、やはり保護者の負担をしっかりと考えてもらって、話は前後するかもしれませんが、ごめんなさい。安心して子育てができる、この方向で予算の見直しもやってもらいたい。この後もって1番最後に言いますけども、質問しますけども。

その前にですね、教育長。やはり、この10年間で、26年から令和6年、10年間予算が変わってないというお話でしたよね。予算額が。これはですね、私からいうと、やはり予算を要求するに当たっては根拠ですよ。将来の中種子町のまちづくり、それから社会情勢、経済情勢、当然あります。もちろん財源もあります。

この中で要因があって予算要求すると、私はこのように思っておりますけども、今の10年間の予算を聞くと、コロナもありました。コロナ禍であれば、当然自粛をする。自粛をするから、遠征費も逆に少なくとも済むかもしれない。その分をほかに回せばいい。こういった予算ができてないんですよ。もう全てマンネリ化してる。

私から言うとマンネリ化して、もっともっとメリハリをつけて、今の将来のまちづくりのためには、こういった金も必要だなというところには金をしっかりと使って、やっていくべきだと思いますが、町長どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まずは令和5年度にちょっと見直しを行っております。

順次、全体的な予算額を調整しながら、やるべきところはやるべきなんだろうとは思いますが、スポーツ合宿で来る人、こっちから行く人っていう中でも、結局、有人国境離島措置法の中で高速船、飛行機、普通の旅客船、そういったものに関しては、町も当然負担をしているわけですので、これはも

う町民全体に少なからずともメリットはあるのかなというふうに感じておりますが、結局確かに議員おっしゃるように、これじゃ足らんだろうというのはいくらも十分理解できますが、順次、そういったところも見直しをしながらやっていけるところはやっていければと思います。

あと、どうしても、このスポーツ少年団に関しては、スポーツ少年団に加盟している人、同じスポーツ少年団でも大会ある人、ない人、いろいろいらっしやると思います。そこの整合性もとりながら進めるべきものでもあるだろうというふうに考えます。

だから、それが直接子育て支援になっていくのかどうかというところには、正直自分は、その前に、もうちょっと予算計上していかないといけない部分があるのかなというふうにも感じておりますし、議員がおっしゃるように、1,500円じゃ足りないだろうっていうのも分かる部分もあります。

ですので、引き続き検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今町長の答弁の中に正当性、公平性ということになるんでしょうけども、言われるんでしょうけども、これはね、やはり私からの見解だと子どもたちのために何も公平を欠いてるわけじゃないと思いますよ。

スポ少に加入してる人、できない人。であれば、全てが加入できていけるようなまちづくりをしたらいい。やはり負担があるから躊躇するんですよ。その背景、裏には。私の見解はそうですよ。

町長。だから正当性だとか、公平性とかこういうふうじゃなかったけども、こういったことを言ってるような議論してるような話じゃないんです。将来の子どもたちは宝。分かっているように。

中種子町が財源的に、財源的にですよ、よく町長は財源を言う。

ちょっと話は戻りますけども、この住宅、地方債を使う。地方債の中には、職員の皆さん御存じのように、過疎債、辺地債があります。交付金で返ってきます。後の交付金で返ってくるんですよ、ご存じのようにね。こういったのを使えばいくらでもできるでしょう。

中種子町は今、借金が80億円くらい、貯金は38億ありますよ。それで地方債の返済、これは、4億円、5億円くらいか。返済しておりますね。

また借換えをしながら、十二分にできる財政力のある自治体ですよ。潤沢にあるとは言いませんけども、こういう事業はしっかりできる。町長が好きかどうかというのは分かりませんがね。

南種子町がああいった住宅をつくった。ああいったのも1つの手ですよ。いいことは真似ていい。私はそのように思っております。

最後の質問をしましょう。この助成金の遠征費の見直し、やってもらいたい、検討するんじゃないかとやってもらいたい。

教育長、いかがですか。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 町長部局の予算部門と相談しながら検討してまいりたいと思います。

なお、私が言える話であるかどうか分からないんですが、町から予算をつけますと、スポーツ少年団の内部で、要するに 55 万 6 千円の中から 1 人当たり 1,500 円ということで 100 人分という予算措置をしておりますので、そちらのほうの内部ですね、まずは検討していただきたいと、そういったこともあるかと考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7 番、池山朝生君。

○7 番（池山朝生君） 教育所管では、教育長がトップであります。

もちろん中種子町の全体の行政の財政的なことを考えるとといいますとできない、町長の判断が要るということは分かっております。

しかし、トップとして、ここは検討するんじゃないかと、ぜひともやってもらいたい。将来の子どもたちのためです。

この権限は教育長持ってますから、町長にこのように決めましたと、根拠はこうこうですというようなところで、教育長もリーダーシップをとってもらいたい。

町長。この見直しを令和 5 年度にやったと言いますけども、この社会情勢、経済情勢をにらんで、見直しをやってもらいたい。どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） スポーツ少年団の組織があるわけですので、そこの役員さんたちとも協議をする必要性はあるんだろうなというふうに思います。

勝手にこっちがあげるっていうわけにもいかないの、そこは要望等も頂かないと、また、議会のほうに提案をするという形もなかなかとりにくい部分もあるかと思えます。

あと、スポーツ少年団という組織の中で、組織に出来上がってるスポーツ、組織に入っていないスポーツ、組織とは全く関係ない個人的に出ているスポーツ、そういったところも我々は、議員のおっしゃる子育ての少しでも支援というのであれば、ちょっと研究をしないといけないなと今感じたところです。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7 番、池山朝生君。

○7 番（池山朝生君） やはり、この少年団がある、スポ少がある。その組織がある。これは何のためにできてるかって言ったら、我々中種子町の将来のまちづくり、スポ少は子どもたちのためですよ。少年団があるから勝手にやれとかあげるとか、そういう次元の話じゃないと思います。

私もこういった性格なもんだから、財源の話をもし町長がしたらということ、そのときのために準備をしました。

これね、三役、町長、副町長、教育長。それと我々の 12 名の議員の報酬。この報酬をもし 5% カットしたならば、5% ですよ。財源。財源とあえて言いますけども、幾らになるか。286 万 7,400 円になるんです。細かい数字まで言

うと。

5%で286万円になって、10%カットすると573万4,800円。10%カットしても500万円が捻出できるんですよ。

我々が単純に23万円もらって、議員報酬として。委員長とか手当はありますけども。

であれば、思い切ったことで、町長であっても、教育長であっても副町長であっても、いいですよ、構いませんよと。子どもたちにやりましょうというようなことがないと。

今はですね、町長ね、御存じのように、全国どこの自治体も、この子育て、人口減少ってのは、言いましたように、いろんな施策で引っ張り合ってます。

いろんな施策を出して、うちに来てくれ、うちの自治体に来てくれ、これはばらまきじゃないんですよ。財源ができないところはしょうがないけども、中種子町は、再編交付金も5億の推移であります。

これは私の持論ですけども、この再編交付金の使い方だって、もっともっと子どもにいけばいい。子育て支援に。というのが今回であっても、こりーなの1億。2年間で3億近くのお金ですよ。

これだってもう、公共事業の財産管理においては、50%と何10%という補助をしてくれる、助成をしてくれる、国からの。そういったこともあるじゃないですかね。今の交付金の後に返ってくる制度と一緒に。こういったことも使って、やるべきですよ。

ですから、私は今、この報酬の話をしましたけども、くどいようですが、やはり全国どこでも綱引きをやってる。子どものために、将来の子どものために100万円使ったから、1,000万計上したから。

今の社会情勢からいうと、私はそんだけ、中種子町には財源はあるんだと。有効活用して、よく職員の皆さんが言う地方債の利回り、利率、こういったこともよく言う。予算委員会、決算。

そういったことは、言葉で申し訳ない。そういったことはしっかりと職員の皆さんが計算をしていただいて、その中で財源をしっかりと使って、将来、この人口減少対策、質問しましたけども、これからこのスポ少、中学校の遠征費の助成。これは、早急にやってもらいたい。検討しますじゃ駄目ですよ。駄目だと思ってます私は。このことを言って私の質問終わります。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね13時20分からといたします。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午後01時14分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、梶原哲朗君に発言を許可いたします。2番、梶原哲朗君。

〔2番 梶原哲朗君 登壇〕

○2番（梶原哲朗君） それでは、議長の許可を得まして3番手として、一般質問をさせていただきますと思います。

最初の質問についてでありますけれども、小学校の統廃合についてであります。

3月議会で大町田議員からもこの件について質問がありましたけれども、また違った視点から3点ほど質問をしたいというふうに思います。

実は自分も大町田議員も、総務文教委員として、昨年度、中種子中を含む4校を訪問し、各学校の状況や、それぞれの特色ある教育方針などを拝見いたしました。地域に根差した教育活動、地域住民の協力体制などを伺ったところでございます。

それぞれ小規模校のメリット・デメリット等は理解をしているつもりでございます。

そしてまた、私個人的には、母校の小学校が永遠に存続することが最も希望ではあります。過疎化に伴いまして、児童数の減少が叫ばれて久しいのでありますけれども、この4月から、野間小学校の次に大きいはずの南界小学校が、複式2学級になるとお聞きしたときには、さすがに愕然としたところでございます。

もはや、この議論は避けて通れない時期に差しかかっているのではないかと危惧しているところでございます。

そこで、3月の大町田君の一般質問の中で、統合に関する意見については、それぞれのPTAや校区から要望が上がってきて初めて議論をするのが筋であり、町側から積極的に議論するつもりはない、という町長からの答弁があったところであります。

そこで、現時点で、その統廃合に関する意見、要望等は何ら来ていないのか。また、その意見を取り扱う窓口はどこで、その周知はどのようにしているのかということをもとに1点として、質問をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

あとの質問については質問席からさせていただきます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 梶原議員におかれましては、町内小規模校で学ぶ子どもたちの学びの保障や見守る保護者、また地域の役員、教職員等の負担を憂慮されての御質問かと存じます。

町内小学校の統廃合に関する問合せであったり、個人としての御意見などに関しましては、数件頂いている状況でございます。

要望というような形でお見えになったところが、校区単位としては、南界小学校校区が、今年度の学級減少を機に組織的、計画的に児童確保に取り組んでいきたいということで、校区長、集落長、代表、PTA会長様などが先日来庁されましたので、そのお話を伺ったところでございました。

校区ぐるみで児童数を確保する取り組みに対して、行政としても、現在ある

制度を活用しながら、また、協力できる体制というのを整え、協力していきたいというふうにお伝えをしたところでございます。

この窓口につきましては、統廃合に限ることに限らず、学校教育に関する御意見であったり、御要望などは教育委員会のほうが所管しておりますし、いろいろな御意見も頂いておりますので、教育委員会が学校教育の窓口としては、いろいろな御意見というのは学校に対する少子化、統廃合に関する問題だけに限らずですね、学校教育に関する御意見や要望などは教育委員会が所管しておりますし、そういった観点からは、いろいろな御意見も頂いておりますので、教育委員会が学校教育の窓口としては認識していただいているものというふうに思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） 統廃合に限らず、教育委員会を窓口にしているということで理解はできましたけれども、私が思うにそういった意見を拾い上げる努力、周知、その辺は、本当にこう、その議論を促すっていうのも変かもしれませんけれども、皆さんどうなんですかとかいう、こう問いかけをするような環境があってもいいんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

本当に深刻な問題で、それぞれの校区については、校区の疲弊に絡んでくることですし、運動会のこととか、いろんな難しい問題でありますけれども、要は主人公はこの子どもたちですから、子どもたちが本当に小規模校のままでいいのか。それなりの児童数がいって、切磋琢磨できる環境がいいのか。

そういう意見を吸い上げるような環境醸成というか、そういうのを含めたところにつきましては、町側あるいは教育委員会からも促すべきじゃないかなというふうに思ったところでございます。

そして、子どもたちの教育、もうこれはこの国の礎であります。

教育に関して、何て言いますか、そのコストを抑えるじゃなくて、この教育に投資する財源、意味は非常に崇高なものがあると思います。

ただ、実態としては、学校維持に関する財源がどのようにしているのかはつきり見えづらいところもありますけれども、私も学校訪問したり、監査委員という立場で、いろんな学校の修繕とか、そういうのを見聞きしたわけですが、それなりのコストがかかっていることは承知をいたしますし、特に学校維持に関して、校舎の老朽化なり、施設の改善なり、その辺の財源の県及び国からの助成、運営にかかるコストについての補助はどのようになっているのかなというのをちょっと勉強不足で分からないんですが、その補助関係についてあるのかないかを質問したいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 御質問の国や県からの補助につきましては、校舎などの改築であったり、大規模改修を実施する場合の補助事業などがございますが、人件費を含む通常の維持管理経費であったり、理科等教材の一部を除き、備品

購入などに対する補助事業はありません。

学校運営には当然ながら多くの経費が必要となります。

しかし、制度上補助が望めないものもございますので、児童生徒の学習環境を整えるため、学校側と教育委員会で連携するとともに、コスト意識も共有しながら施設管理などを行っているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） 特段、国県からの学校維持に関する支援等の補助はないということで理解をできましたけれども、基本的に教員の給与は、県が負担しているものと承知しておりますけれども、町で雇用をしている用務員さんや図書司書あるいは、校舎施設の維持管理、理科図書関係の更新など、町の負担はかなりの負担になっているというふうに思います。

先ほどから申し上げてますように、この手のコストをすごく圧縮をしなさいという意識は全然ないわけで、それはそれで今いいんですけれども、仮に統合を進めた場合、その財源を1つの学校に集中することによって、さらに教育の環境が充実するのも、1つの手なのかなという考えもないこともないわけでございます。

今、たまたま給食センターの建て替えの時期もあって、今議論をしている最中だと思いますけれども、また、この問題と小学校の統廃合については密接な関係があると思っております。

何年後か分かりませんが、これから人口が増加しない限り、それを視野に入れた給食センターの立地条件、立地場所、そういうのも十分検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

これらのことを今、統廃合に関する要望も数件来てるというふうに伺ったわけですが、これらの問題を考えたときに、何て言いますか、それを検討する委員、教育委員会のみならず、各校区の代表者、教育委員、Pの代表者、そういった人たちをある程度集めて、検討委員会なるものは、もう既に立ち上がっているべきじゃないかというふうに思いますけれども、そういう組織を立ち上げる必要があると思うのでありますけれども、町長いかが思っているでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員がおっしゃる意味は、十分理解をできるところでございます。

これまでの議会の中でも、答弁をさせていただいておりますが、教育委員会サイドとしては、最後の1人までしっかりその学校で育てていく。学ばせるということを前提として考えておるところでございます。

おっしゃるように予算、そういったものを考えたときに、また、子どもたちが小規模校で、少ない人数で学ぶことというのをデメリットというのも否めない部分もございますので、当然、議員のおっしゃる意味は分かりますが、そういった観点で、先ほども申し上げましたように、今、南界小学校区が、学校に

通う子どもを増やすための施策を考えていきたいと思いますという事で、いろいろ校区内で様々な意見交換がなされているものというふうに認識をさせていただきます。

そういったところで結局、やはり統廃合せざるを得ないというようなことの御意見が出た場合には、こういう検討委員会なるものってというのは立ち上げる必要があるかと思いますが、今我々もそうですが、特に該当する小学校区においては、様々な議論がなされつつあるというふうに認識しております。

先ほど議員からもございましたように、割と小規模校とはいえ、南界小学校にあっては、非常に大きな学校だっというようなイメージを私も持っておりますし、入学者数の減、入学者がいなかったということで、学級が1減になったということ、これは非常に私もびっくりするところでありましたし、これに関しては、また来年度は解消されるのではないかとということもございます。

ただ、その中で、校区の皆さんが危機感を持たれて、私のところに御相談に伺っていただいたのだというふうに認識をしております。

そういったことも踏まえまして、現状、統廃合に関する検討委員会自体を立ち上げること、これは時期早尚ではないかなというふうに考えているところがございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） 町長の今の答弁については、当面といいますか、今のところ立ち上げる必要はないという認識でありますけれども、その意見が出たときに、やっぱり意見を均等に、公平に吸い上げるという意味では、統廃合する、しないは、先送りしてでもあるべきじゃないかなというふうに思うのは、私の1人の考えでありますけれども、中学校が統廃合するときに、もうその委員会が10数年前に立ち上がったと聞いております。

なぜかといいますと、統廃合するに当たっては、もうすごい莫大な事務量が発生する。決め事が山積するんだろうというふうに思います。

少なくとも、学校名に始まり、いろんな校則に然り、登下校の問題に然り、その統廃合になった後の小学校の再利用、あるいは校区の行事の云々、いろんなことがあることを思ったときに、こういった組織は早めにあって何も邪魔になるものじゃないかなというふうに思っておりますし、県内のそういった統廃合したところの視察にも行っていただいたりして、よりスムーズにリクエストがあった場合は、それに対応できる環境をつくるべきじゃないかなというふうに思っているところです。

小学校の統廃合につきましてはですね、いろんな考えがあつたりするんですけども、私の一個人の考え方としますと、例えばもう来年、もう学校がもう数名しかいないとなったときに、ある校区が合併したいんだという仮に意見が出たときは、残りの6校を一気にするという考えじゃなくて、弾力的にその学校とどっか2校ぐらいを、まず吸収、吸い上げるというような形の統合もありじゃないのかなあというふうに思うところです。

変かなというふうに思う人もいるかもしれませんが、そういった弾力的な対応、そういうのを考えたことを思っても、どうしてもそういった受入れ環境のいろんな議論する検討する場、それは早くあってしかるべきじゃないかな、というふうに思っている質問であります。

要はですね、先ほど申し上げましたけども、主人公は児童達ですし、その次に保護者たちです。

本音でこのことをどのように思っているのかなあというふうに、いつも私も自分の孫もおりますけれども、自問自答しているところですけども、ある人が議員という立場で聞いた意見では、小学生が、例えばサッカーを何人でするのかよく理解していない、バスケットボールを何人でするのかよく理解していない。そのままこんな環境で育てていいものかという意見も聞いたことがあるわけですけども、小規模校のいいところ、一定数の学校の切磋琢磨できるいいところ、いろいろあるかと思えます。

野間小学校が中心ですから、結局、野間小学校に最終的になるんでしょうけれども、私も、その学校に訪問したときも野間小学校の校舎ももう相当傷んでいるところがあって、納官どころじゃなかなというふうに私も思ったところですけども、1つのところに生徒を集めて、そこに資金がある程度集中することによって、もっともっといい教育環境もありかなというふうに思った次第でございました。

どうかその辺は、そういう委員会をつくったからといって邪魔になるわけではないし、数か月に1回集まって議論を熟するような環境は、ぜひあってほしいなというふうに思っているところですので、前向きに検討頂きたいというふうに思えます。

次に、危機管理体制という問題について質問をいたしたいというふうに思います。

先立って行われました操法大会を拝見させていただきましたけれども、きびきびした操法の演技を見まして、まだまだ、それぞれの各校区、それこそ南界については、上も下も2チームありますけれども、若者もそこそこいるなと思って非常に心強い思いをいたしましたし、この町の安心安全のために、日々日夜努力している消防団員に対して、町民に成り代わりまして敬意も表すところでございます。

さて、これからもう既に梅雨入りもしておりますけれども、梅雨の大雨、長雨、そして台風シーズンと入っていきます。

それに関して数点質問をしたいというふうに思いますけれども、大雨、台風は日常我々は経験をしているわけですけども、御存じのように日本津々浦々で、深刻な被害をする大規模地震が忘れた頃にやっていきます。

正月に能登半島地震がありましたし、台湾のほうにも大きな被害がありました。

例えば、震度6クラスの地震について、もはや、いつどこで起きてもおかしくないと思うべきと考えられると思います。

特に、近年中に発生が予想される南海トラフ地震、これらの大規模災害に対して、町側の体制について順次質問をしていきたいと思うわけですが、例えば昨年の台風接近については、各避難所を開設いたしましたのも確認をいたしましたし、地元の避難所は私も拝見をしましたがけれども、そう多くは待避してるのは確かに見ませんでしたけれども、震度6クラスの地震が起きて、どれくらいの家が倒壊、半倒壊するのか、全く私も分かりませんが、大規模災害が来たときに、例えばその市の能登半島レベルの地震が来たことを想定したときに、どれくらいの避難者が想定されるのか、どれくらいの規模で避難所の開設、あるいは運用しようと思ってるのか、そういった多くの住民が殺到した場合の受入れ体制をどのように防災計画として立てているのかを第1点として質問したいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本町の避難所についてまず御説明をさせていただきます。

災害対策基本法に定める指定避難所、これが10か所、各小学校などを指定しております。

また、津波であつたり洪水などによる危険が切迫した状況において、緊急に避難する指定緊急避難場所を2か所指定しているところでございます。

ほかにも一般的な避難所での長期生活が困難と思われる方が避難するための施設として、町内4事業所と協定を結び、福祉避難所を設置しているところでございます。

台風などによる場合は指定避難所、主に体育館を避難所として開設しておるところでございますが、合計で収容人数といたしましては約3,300人程度というふうになっておるところでございます。

御質問の大型地震などの避難についての御質問でございますが、中種子町防災計画において、南海トラフ地震での津波による避難指示の対象集落を示しておりますが、町内沿岸部においても全域を対象としておるところでございます。

事前避難対象集落の人数はおおよそ600人ほどですが、地震による被害がどの程度になるか想定が難しい部分もでございます。議員おっしゃるとおり殺到することも想定されます。

台風の場合は、体育館を使用しておりますが、体育館の収容人数を超える場合は、校舎での受入れも行い対応していきたいというふうに考えております。

町内の様々な機関との連携が必要となりますが、町民の生命の安全を確保するため取り組んでまいりたいというふうに考えております。

この震度6、7を超える地震というのは、私もこの中種子町で経験したことはございません。

そういった中で、常にその危機感を持ってあたっていかなくてはならないわけですが、これまでも台風時、いろんなときに避難準備情報であつたり、そういったものを町としても出させていただいております。

高齢者避難準備情報であつたり、そういったものを出させておるところでござ

ございますが、基本、地震、大きな地震があっても、家屋に直接的に影響がないお宅の場合は、避難所に駆けつけることなく、自宅で身の安全を確保してもらうとか、大雨台風等の通常の毎年あるような台風での避難とかいうものに関しましても、自宅にいるほうが安全と思われる方は、自宅にそのまま待機してもらうというようなことも、我々はこれから発信していかないといけないのだらうなというふうに思っております。

そういった点で、予期せぬ震災、そういったものに関しての準備体制というのは、確実なものと思われるところまでカバーできているかどうか分かりませんが、町内で安全と思われる公共施設等は、どの公共施設を使っても、町民の皆さんが避難できる体制というのは、即座に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） 町長、今の説明の中で4事業所という表現がありますけれども、その4事業所を教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 避難所での生活がちょっと困難かなと思われる方ということで、おたつめたつ、つまべに苑、あかつき園、南界園と協定を結んで、福祉の避難所というふうに設置をし、計画をしておるところでございます。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） 福祉の事業所ということ、私も想像しておりませんでしたけれども、それについては承知をいたしました。

台風とか大雨については予測ができる災害ですけども、もう本当に地震については突然やってきて本当に腰を抜かすことだろうというふうに思いますけれども、私も町長がおっしゃるように、この土地に60有余年生きてきて、体験した震度は4じゃなかったかなというふうに思っておりますけれども、だからといって、ここに起きないという考えはもう捨てなくてはならないんじゃないかなというふうに昨今思っているところでございます。

いろんなマスコミの中で、避難所生活の中でいろんな避難生活のクオリティ、質、プライバシーを守る仕切りがあるのか。地べたなのか、能登半島は寒いところでしたから、地面が大変、床に寝るのは本当に大変だったろうと思いますけれども、段ボールベッドの、もしそういった時の県からの供給が受けられるのか。非常食や飲料水、避難時のペットの問題、いろんな問題が出てこようかと思っております。

そういうことが被害の状況に応じて、規模に応じて、適切な段階を踏んだ、そういう体制をしっかりとできていることを望んでの質問でありますけれども、よりその辺のシュミュレーションをしっかりといただければなというふうに思います。

また、ボランティアの受入れ体制なんかについても、どのような受入れ体制を持っているのか分かりませんが、県の社会福祉協議会の中に鹿児島県

ボランティアセンターという組織もあるようでございます。

そういったところとの意思疎通、何が不足して、何が余裕があるのか。そういった連携が本当にスムーズにあって、町民が被災したときの町民の生活が安定できることを望むばかりでございます。

そして、次の質問に参りますけれども、台風もそうですけども、大型地震につきましては、停電や断水等の被害も想定されます。

停電や断水等の被害が出た場合の復旧復興、そういうに対する、家の倒壊に対する、さっきもありましたけども、ボランティア隊の受入れ体制、そこら辺の対応についてどのように考えるかを町長に伺いたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい。まず電気についてでございます。

これに関しましては電力事業者、九州電力が防災業務計画によって復旧復興業務に取り組んでいくことになろうかと思えます。

町といたしましては、九州電力の計画に協力をして、停電による不安の解消、電力施設の被害状況、復旧時期の広報などを行うとともに、事故などを防止するための広報活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

断水被害につきましては、住民生活への支障はもちろん、初期の緊急医療活動にも大きな支障が生じることが想定されます。

浄水場など各施設については、保守点検を業務委託しており、緊急時にも迅速に対応していただいているところでございます。

水道管管路につきましては、年間保守委託業者を中心に、町内の水道事業者と連携を図りながら早期復旧に現状努めているところでございます。

また、台風などによる停電対策といたしましては、町内の建設機械レンタル会社との防災協定により、非常用発電機を優先的に提供していただくこととしておるところです。

なお、広域の協定として平成31年度に熊毛地区1市3町における災害時応援協定を締結しており、職員の派遣や資機材の供給など、1市3町において応援体制を構築して非常時対応の連携強化を図っているところでございます。

国内全域にあたる大規模な災害となると、他の市町の協力はちょっと厳しいのかなというようなことも想定されます。

そういった中では、町内で何とかカバーできるものを少しでも増やしていくことも、とても大事なことであり、いざとなった場合の、今能登半島の被災された方々には、自衛隊等もたくさん救助活動等に出向いておられますが、これが全国的な被災となると、なかなか全部にというには届かない部分もあるかと思えます。

そういったところも含めまして、町内で何とかカバーできる最大限の計画努力はしていく必要があるなというふうに感じているところでございます。

また、心配されます飲料水等に関しましては、断水時には、今、本町の水道管としましてポリタンクに給水して断水地域に配布する、そういったことも、

今現状としてやるときもあります。

また、飲料水や食料等、医薬品などに関しましては、町内事業者と協定を結んでおりますので、そういったところが何とか物品を出せるような状況にあるようであれば、そこからの供給も、こちらとしてははしていただけるように協力依頼をしているところでございます。

また、ペットを連れた避難者の皆さんに関しては、ペット連れの避難の皆様ということで、別途避難所を開設するようにこれまでしておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） はい。それぞれの民間を含め、いろんな業者との連携も実に大切、重要なことでありますし、町民の生活が1日も早く、平穏な日常が取り戻せるような体制をぜひ築いていただきたいものだというふうに思っております。

電源について少し提案といいますか、疑問点もないことはないんですけども、電源、水道インフラの被害に対しては、電力ですね。電力のことは民間、九州電力でありますけれども、島内の電源供給の3分の2は、島間の発電所が担っているというふうに聞いております。

西之表の発電所は敷地も狭かったりして、今、島間発電所が6号機ですか、その増設に向けて建設もされているようであります。

少しだけそこで私が個人的に心配なのは、島間発電所はもうほぼ海拔0mに近いような位置に今ありますけれども、どうしても冷却水の関係で、ほとんどの発電所は海岸沿いにあるわけですが、これらの発電所が津波による電源喪失などが起こらないことを望むわけですが、仮に、電源を喪失した場合に、非常時の電源、役場はもちろん自家発電があつて、緊急時のパソコン、電灯、通信等の電源は確保できるんでしょうけれども、それぞれの避難所において、例えばレンタル会社のリース発電機を借りますよ、設置をしますよっていうふうにしたときに、その体育館に例えば、社会福祉センターの避難所に、それをワンタッチで接続できる、そういう電源設備は果たしてあるのかなというふうに思っております。

そういう、いざ発電機があつても接続ができないとか、そういうのが本当にあるのかな、実態として、そういう接続をして運用したことがあるのかなというふうに、ちょっと疑問に思っているところもあるわけですが、そういうのは、一通り確認をする必要があるのではないかと、あるいはレンタル会社ともそういった相談も、平穏な、かねて日頃から連携をとるべきでないのというふうに思っている質問であります。

次の3つ目の質問に移りますけれども、自らも被災するかもしれない町職員、警察、そういった方が被災したときの、その規模にもよるでしょうけれども、そういった連携、決め事はしっかりあるのか、その辺も3つ目の質問として伺いたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 若干戻りますけれども、発電所の件につきましては、九電さんとも年に数回は協議をさせていただいております。

これに関しましては、発電所の倒壊というようなこととなりますと、もう送電線も多分アウトであるだろうというふうに仮定をします。

そうなった場合、今お話がございましたような、それぞれの避難所における発電機というものが有効になってくるのかなというふうに考えております。

その中でもこれまでの台風の中でも停電というのがございますので、発電機を使ったスポットクーラーの運転であったり、携帯電話の充電、それから夜、明かりが必要になりますので、電灯等の利用というのは、もう既に行っております。

また、各分団にも小型の発電機を準備しておりますので、そういったところも活用しながら対応をしっかりとっていかないといけないのだろうなというふうに思っております。

九電さんには、常に、停電の時間を短くしてくれという町民の声が多々ありますという声も含めて、いつもお願いをしているところでございます。

なおかつ、中種子町にある変電所に蓄電設備であったり、配線といいますか、電力の送電線の2ルート化というのも計画をしながら進めていくということでございましたので、そういったところにも期待をしていきたいというふうに考えております。

町の職員でございますが、災害が発生した場合は、町民の生命、身体及び財産を守るために、関係機関と連携を図りながら、災害応急対策、業務などを実施する重要な役割を担うことになろうかと思えます。

職員は、町の地域防災計画にも定める配置基準によって自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段を持って参集するよう努めるところでございます。

また、道路の決壊などにより参集することができない場合は、最寄りの自身が所属する関係機関に参集し、応急活動に従事するか、地域に残り、被害情報の収集に当たることとなっておりますのでございます。

警察や消防との連携につきましては、災害時に限らず、町民の安心安全な生活環境を維持するために連携が必要でございまして、その実現に向けて連携してまいりたいと思えます。

そのほかにも、国や県の関係機関であったり、自衛隊などあらゆる機関との連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

当然、役場職員の家族が、例えばもう行方不明になる、そこに倒木、もしくは倒れた家屋の中にいるという場合に、わざわざ参集というのは不可能であろうと思えますので可能な限り参集して、町民のために動くというような認識で動いてもらうつもりでございます。

それぞれの役割については、それぞれの立場からの情報収集及び伝達、そしてまた出火、犯罪及び混乱の防止など、防災計画に沿って取り組んでいくこと

としているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） 本当に、どういう危機が来るのか、もう本当に分からない中でのこういう質問ですけれども、一応こういったケースはどうなるんだという、そういった職員の意識、そういうのをたまには職員の会の中でも、こういった場合はどこまで出るとか、自分の犠牲もありますよみたいな、そういった職員指導、職員教育にも徹して頂きたい。

いざ、そのときになってからあたふたしないような体制、それを期待をしての質問でありますけれども、どうかその辺、町民ファーストでぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に危機管理体制ということで、災害時のみならず、ここ最近起きた中山の案件とか、野間の方の捜索があったわけですけれども、この手の人間の捜索は、これからも減ることはないというか、またあることが想定されると思うんですけども、私、野間の方の捜索のときに思ったんですけども、消防団も何日か出て捜索にも当たりましたが、結果的にまだ見つかっていない案件があって、もう非常に御家族の心情を思うと大変なんですけれども、あのときなぜ、できないのかもしれないけれども、救助犬を要請できなかったのかなあというふうなことを思ったりしての御質問なんですけれども、災害も含めて、こういった行方不明者の捜索について、ドローンは消防署にあるそうです。

それも確認をしておりますけども、上空から見て、温度を察知するような機能があるのもあると聞いておりますけども、そういった捜索、あるいは救助犬の捜索活動はできなかったのか、その辺の今後の対応について町長にお伺いをします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） このことについては、例えば救助犬に関しましては、警察のほうも捜索等に当たる場合は来ております。

そこで救助犬が有効であるというふうな判断をした場合には、多分、救助犬のほうも警察のほうは何らかの措置をとってくれるようなこととお話をしておられました。

また、今おっしゃいましたように消防分遣所のほうでは赤外線探知ができるドローンを所有しておりますので、これは2つの捜索に関しましては、活用しているところでございます。不明だったところの行動範囲であったり、そういったものがやはり、いろんなものを捜査に導入していくうえで、また操作方法については変わってくるのだろうというふうに感じたところでした。

その親族の皆様とかは、何とか藁にもすがる思いでというところがあるというのは十分認識しておりますし、我々もできる範囲で、できることを精いっぱい協力をさせていただきたいというふうに思っておりますし、消防団の皆様におかれましては、暑い中、近くの山の隅々まで時間をかけて歩いてもらったりもしたところでございました。

あと、今から増えるであろうというのは、そういう高齢者の皆さんのお話なのだろうというふうに推測するところでございますが、これに関しましてはやはり、周りの家族含めて、日々大変御苦労されてるところも多々あるのだろうというふうに認識しております。

そういった中で試験的ではありますが、GPSの発信機を貸し出すような方向で、今度の補正予算に計上させていただいております。

そういう捜索にならないように取り組むことも大事ということで、今度予算計上させていただきます。

高齢者の御家族の皆さんには、そういったものも活用していただいて、少しでも不安を払拭できるような体制が取り組めればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 2番、梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） はい。よく分かりました。GPSの発信機が貸出しができて、徘徊者がしっかり身につけてくれたら、もうそれほど効率的な発見方法はないと思いますけれども、それが1番ベストで、人にも迷惑をかけることなくできたら本当に素晴らしいことだというふうに思います。

それと先ほどの救助犬についてですけれども、警察から提案はなかったというふうな理解でよかったかしれませんが、こちらからリクエストはできなかったのかなというふうな思いもあるわけですが、テレビなんかで見るとすごい嗅覚力の中で、自宅に行けば、本人のにおいはどこにでもあるわけですし、その犬で探せば多分効率的にできたんじゃないのかなあというふうに私は疑問に思っています。

あとで思って、そのときであれば、町長にも提言してもよかったんですけども、救助犬という手もあったのになあというふうに今思い方でしたし、島内にそういった犬がおれば、また最高だなと思ったり、動物が好きで、犬をすごくかわいがるいろんなグループがあるのも存じ上げておりますけれども、そういった人たちにそういった訓練ができるような犬でも、できるものなら町も幾らか補助もしてあげてもいいのかなというふうに思ったりしました。

以上、全ての質問は終わりますけれども、これから予測できない、いろんな災害において100%のことはできないでしょう。可能な限りのベストを尽くして、町民の生活の安全維持、そして復興、それができる体制を日頃から総務課長を通じて、消防署と警察と連携をした体制を整えていただくことを心から期待をして、私の質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね14時15分からといたします。

-----○-----

休憩 午後02時05分

再開 午後02時14分

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。
次は、大町田勇希君に発言を許可いたします。1番、大町田勇希君。

〔1番 大町田勇希君 登壇〕

○1番（大町田勇希君） 議長の許可を受けましたので、発言させていただきます。1番大町田勇希です。

本日については、大きく3項、質問通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

では、まず第1項目、給食センターについてです。

現在、中種子町内に給食センター施設が1件ありますが、ここがかなり老朽化が進んでおります。築約50年が経とうとしている施設であります。

こういった老朽化が進む給食センターについてですね。今後、改築または移転について、どう考えているのか現在の状況の説明を求めます。

以降の質問については、質問席から行います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 本町における学校給食でございます。

昭和33年7月に熊毛管内で最初に野間小学校において、自校調理式方式として実施をされており、昭和49年に現在の給食センターが開設されたことにより、学校給食センター方式がスタートしたところでございます。

現在では町内の小学校7校、中学校1校、県立特別支援学校1校の合計9校を対象に学校給食を提供しているところでございます。

しかし、おっしゃるように現在の学校給食センターは、開設後50年が経過しており、平成22年度には大規模改修工事を実施しております。

中種子町学校施設等長寿命化計画における施設老朽化の実態調査では、改築判定とされたことから施設全体の状況を鑑み、建て替えを選択することとしたところでございます。

昨年の10月30日に、保護者や学校関係者などを委員とした中種子町立学校給食センター建設検討会を設置し、施設整備などについて検討を始め、令和6年3月に施設整備の基本方針や建設候補地などを盛り込んだ、中種子町立学校給食センター建設基本計画を策定したところでございます。

今後は速やかに施設建設に向けた作業を進める必要がございます。施設整備の詳細であったり、建設候補地などの協議が今年度中に進められるものというふうに考えているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 建設、おそらく建て替えになるのかなど。今の話を聞いてみると。そこについての検討は過去2回されているという認識です。

ここで答弁の中であった施設長寿命化計画、こちらについて、果たしていつ判定をしているのか。こちらについて教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 教育委員会のほうに答弁をさせます。

○議長（迫田秀三君） 給食センター所長。

○給食センター所長（日高隆雄君） お答えします。

この中種子町学校施設長寿命化計画につきましては、令和元年度に策定をしてございます。

この計画の目的でございますが、現在の学校施設の老朽化状況を把握するとともに目標耐用年数を設定しまして、それに向けた適切な維持管理と長寿命化を図ることで、一定水準の学習環境等を長時間にわたって維持するための長寿命化計画を作成するものとしてございます。

以上でございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） これ自体が策定されたのは令和元年ということで、もう6年、計画が策定してから経っております。

それでまだ、そもそも改築もされておらず、まだ移転の計画段階というのは、ちょっと遅過ぎるんじゃないのかなと時期的に。もう6年経過しているにもかかわらず、そういった議論ができていない。なので、ここをどう捉えていますかね、町長として。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 皆様御存じのように、現状としては、島内、町内の業者さん等も今馬毛島関連で大変多忙な状況で業務を輻輳しているというふうに伺っております。

また、計画自体は進めてもよかったのかもしれませんが、ちょっと言いにくい点ではありますが、学校の先ほど来あったようなところも踏まえて、設置場所等に関しては、慎重に進めていく必要があるだろうということ、それから発注に向けて進めていくにしましては、ある程度工事の工事量、発注量がちょっと落ちついてからでないと、これまで支援学校であったりとか、そういったものが不調に終わる工事が何件か発生しているということも鑑みて、計画としては協議をしておりますが、最終的な用地の選定、そういったところは、そのようなことも様々な要件を鑑みながら進めているところであるというふうに御理解を頂ければというふうに思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい。外的要因があってもなかなか進めないところもあるのかなと。

また、先ほどの学校の話、おそらく統廃合の話なんですけど、そうなった場合も、また、そこを想定した場所の選定だったりもしないといけないのかなというふうに今の話をとらえました。

ですがですね、これ中種子町から発行している中種子町公共施設等総合管理計画といったものが、中種子町から出ています。

一応、総務課の所管ではあるんですけど、この中で、やはり学校教育系施設、

こういったものの建て替えだったりといったものを考察したような資料があります。

その中では、給食センターについては現在直営、設営、運営されていますが、今後はコスト削減策として、民間活力の利用等についても検討していく必要性がありますというふうに書いてます。

これ、もしも仮にそういった民間の力を借りるというのであれば、そこについても検討すべきではないかと思うんですが、町長どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） いわゆるPFI方式であったり、PPP方式であったりというような考え方もあるとは思いますが。

また、先ほどちょっと説明も足りなかったんですが、当初は、現在の場所、ここに建てかえるのが1番ベターであるのではないかといういろんな考えで計画をしておりましたが、これが何か、そういう工場を設置するには許可を出せない旨の話があり、ここについての協議にも時間がかかったところがございます。

そういったところを含めてでも早急に建てかえる必要があるというところ、ましてや再編交付金などという財源というものも、協議の中で使用可能というようなところもありましたので、早急に進めていきたいというふうに考えているところがございます。

当然起債してという考え方もあったんですが、現状として、あまり起債をただ単に増やしていくこと自体は得策ではないという考え方でございますので、御理解を頂ければというふうに思っております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい。早急にいろいろと対策をとっていくということでしたが、これ、どれぐらいの期間を要するのか、設計から建設移転まで。大体どれぐらいまでに完成をさせたいのかっていう目標があればお聞きします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） おおむね令和9年度もしくは10年度というような形で完成で運用開始というような計画でおります。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今の答弁で、おおむね大体近い将来できるのだろうなということが分かりました。

次の質問にまいります。

現在、町内においてですね、働き手不足が深刻化されております。

その中で、今給食センター関連したところで、この調理にあたる調理従事者の確保は今現状、できている状態なんでしょうか。教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現在、給食センターの調理員でございますが、フルタイム会計年度任用職員が8名、それからパート会計年度任用職員3名の11名となっているところでございます。

調理員の勤務体制でございますが、事業者からの食材の受入れであったり、調理の準備などを行う早出職員以外は、午前8時30分から午後5時15分までの勤務となっております。

調理員の数につきましては、その日の給食のメニューにもよるところがございますが、各工程ごとに作業内容がほぼ決められておまして、その割り振りや作業の確認は前日の夕方に行っているところでございます。

調理員の体調管理は徹底することが求められておりますので、発熱などの体調不良や指先のけがなどがある場合は、勤務ができなくなるという状況でございます。

日頃の健康管理を徹底し、給食提供に努めておるところでございます。

また、感染症などの突発的な欠員が生じた際には、出勤できる人数で、場合によっては調理方法なども変えながら、対応しているところでございますが、現時点で調理員の人数は不足というところはないような状況でございます。

今後も調理員が働きやすい環境づくりに努めていきたいと思っているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 先ほど答弁で聞くと一応従事者については、何とかまあ足りているというところを認識します。ですが、これ施設自体は50年経っているわけですね。

その働く環境、こういったものはしっかりと、今、環境整備に努めていくといったところを言ったんですけど、ちゃんと整備されているのでしょうか。

そこをお伺いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 労働環境につきましては、安心安全な給食の提供を目指して、日々職員の健康管理などについては体温チェック、健康チェック、月2回の検便、同居家族の健康チェックまで徹底して行っているところでございます。

調理場の労働環境につきましては、夏場は調理場への異物混入を防ぐため、窓の開閉などは、網戸越しに行い、暑さをしのぐための大型扇風機やスポットクーラーなどは衛生上使用できません。

ですが、できませんが、特に揚げ物など火を扱う工程については、温度が非常に上がるため、例年こまめな水分補給であったり、休息などを徹底しているところでございます。

これと併用しまして、ここ数年大変夏はお暑うございます。そういったことも含めまして、保冷効果のある冷感タオルなど、調理場で使える保冷効果のあるものをうまく組み合わせて、熱中症対策などを講じてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 労働環境の制約、制限がある中で、何とかやっているという認識を受けたんですけど、これちょっと、教育長にも町長にも聞きたいん

ですけど、実際に給食センターの中を見たことありますか。

もしくは働いてるところを実際見たことありますか。お答えください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 私は数回見ておりますし、働いてるときに、それから働いていないときも、私は検便もしてないし、基本は入れないということでございますので、スクリーン越しに覗く程度しかできていないというのは事実でございます。

あと、外側建物の外周に関しては、時折見て、下水のごみ、そういったものがないかとか、そういったことはチェックをしておりますし、働く人にもちょっと話も聞いたりする機会がある場合は伺っておりますが、やはり夏暑いよねという話は伺っております。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（北之園千春君） 町長と同じ回答になりますが、検便をしておりますので、中には入れない。ただ、検食にですね、定期的に行って、働いてる人たちと話をしたり、また栄養士から説明を受けたり、そういったことをやっているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） しっかり勤務状況を見て確認をしているというところを認識したんですけど、これ実は、調理室の中に、今の答弁の中に明確に言っていないんですけど、エアコンって確かついてなかったと思うんですけど、どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、通常のエアコンというものが調理室に設置できないようになっております。

それはエアコンフィルター等でのカビによる菌の拡散といいますか、それに結びつくということで、私も何かちっちゃな家庭用のエアコンでも何個かつけたらいいんじゃないのみたいな話もしたところでございますが、そういった中で、より食の安全性を高めるためには、そういったものは使えないという話でございました。

そして、業務用でそこをしっかりと対応したエアコンなどをつけるのであれば、面積で換算しますと、約3,000万円ぐらいかかるのではないかとございまして。

ですので、いましばらく、先ほど申し上げましたような、冷却効果のあるタオルであったり、そういったものを体に入れてもらって、しのいでもらうしかないなあというような結論に至っているところでございます。

ただ、夏の1番暑い時期の7月後半から8月いっぱいというのは、調理はいたしませんので、そこを含めて短期間ではございますが、働く人にはちょっと暑くてやってられないというような気分になることもあろうかと思いますが、休憩も交えたり、いわゆる清涼飲料水ではないんですが、それを置いて、水分補給をしっかりするようにということで対策はそれなりにとっているところ

でございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい。最初のほうの質議で、完成までに大体3年から4年かかるよということでしたけど、この3年、4年、もうこのエアコンもついてない状態で勤務、働く環境が果たしていいのか。

先ほど答弁で、環境の改善に努めていくというようなことだったんですけど、そこをちょっと視野に入れた改築などをしてはどうですかね、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 建て替えということになりますので、そこはあと3、4年、3年ぐらいで何とか完成させたいと思っておりますが、辛抱頂くというようなことでお願いをせざるを得ないのかなというふうに考えております。

エアコンを設置する、それにしてもそれはすごくいいことだと思うんですが、それをまた流用できるのかどうかっていうところも含めて、厳しい部分もあるのかなというふうに感じております。

現状としてはそのようなところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい。なかなか難しいというところだったんですけど、これちょっと働く環境とは、またちょっと別の角度で、学校給食衛生管理基準というものがあります。

これについては、文科省から平成21年に配布されたものです。この中で、調理を行う前の調理場の環境というのが、たしか25度以下を推奨されてます。

湿度も、ちょっと数字があやふやなんですけど、既定のパーセンテージ以下で調理を推奨するとなっております。

エアコンがつかないのであれば、そもそも夏場、25度以下になるわけがないので、これ、その基準についても、なかなかクリアしてないような気がするんですけど、どうですか。町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そういう観点から見ますと、基準をクリアしてないと言われると、もう確かにしてないところもあるかと思いますが、その期間、一定期間だけ、そういうような格好になるというのと、あとやはりどうしてもエアコンを入れても、今の基準を、例えば油を使うところとか、フライヤーを使うところ、そういったところっていうのはやはり、エアコンを入れてもどうしても温度が上がってしまう部分もあるのかなというふうに感じております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今ちょっと町長の受け取り方がちょっと違ったんで、補足すると、これ調理する前の温度です。調理中じゃないです。

調理前の温度でさえクリアしてないといったところで、ここはちょっともう少し、何かしら考える必要性はあるのかなと。

その働く環境以上に、子どもたちの安心安全な食を提供するといった観点から、そういったところをしっかりと見ていく必要性があるのかなと思います。

すみません、ちょっと次の質問に移ります。自衛隊との共同防災訓練についてです。

こちら、一昨年、2年前については、航空自衛隊と一緒に共同訓練、防災訓練をしております。

これ、1度、私の一般質問で、3自隊合同で防災訓練してみてもどうかという提案に関して、町長の答弁で、町民の命、安全を守るためにそういったところも連携することはとてもいいことだというふうに考えていますので、相手方の状況があるわけがございますので、こっちが要望すれば必ずできるというものではないと思っておりますが、そういった要望はしっかり続けていきたいというふうに考えておりますと答弁をしております。

そこでなんですけど、昨年、これ自衛隊との共同の防災訓練、実施していないんですが、その理由を教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 梶原議員からも質問があったとおり、鹿児島県は台風の常襲地帯でございまして、また地球温暖化の影響もあって、線状降水帯など、大雨になるような大規模な自然災害、これが発生している状況です。

また近年は、南海トラフ地震などに起因する津波災害なども想定した中で、災害対応力向上、これを図ることが特に重要ではないかというふうに考えております。

議員から昨年9月議会でも御質問あり、答弁が重複するかもしれませんが、御了承頂きたいと思っております。

防災訓練は地域に応じた避難経路の確認、災害時のパニック状態の抑制、いざというときの手順の確認、自分と家族の命は自ら守る自助と地域で助け合い、支え合う共助を実践し、併せて関係機関相互の連携強化による防災体制強化を目的として、毎年、訓練を実施しているところでございます。

一昨年度、航空自衛隊春日基地等も参加していただいて、野間校区、旭町集落を対象に、大規模地震及び土砂災害を想定し、初めて共同訓練を実施することができました。

孤立地域の発生を想定した航空機による被災状況の確認、ヘリ輸送、炊き出し提供、東日本大震災で活動を行った隊員による災害派遣などの講話など、自衛隊の存在意義を感じるとともに、防災に対する意識高揚につながったものではないかと思っております。

昨年行われなかったこの共同訓練、なぜかという御質問でございしますが、昨年度の訓練では、自衛隊との共同訓練ではございませんでしたが、町内であっても地域により事情が違ってくるものと思っております。

昨年度は、納官校区を対象としたところですが、実施主体である防災協力会や関係機関との協議を行いまして、一時避難所に各集落の公民館を設定しました。自助と共助の実践を重点目的として実施したところでございます。

現在、自衛隊の宿舎が本町に建設されております。自衛隊とは、今後密接に連携し、防災対策を進めていくべきというふうに考えております。

自衛隊サイドが来庁された際に、防災訓練への参加もしていきたいというふうにお話をさせていただいております。

いろいろな御意見の中で、できる訓練もあると思われまので、防災協力と連携した訓練を継続していきたいというふうに考えております。

各校区の、今回は台風時の避難、今回は津波での避難、今回は地震での避難、それぞれの避難の過程での訓練になりますので、仮に、地震の場合は自衛隊に来てもらおうとか、そういうような訓練にもなろうかと思えます。

前はしなかったわけではなくて、地域の避難所、緊急避難所に避難するための経路をどうしましょうかということでしたので、特に自衛隊に依頼はしなかったところがございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 昨年については、防災におけるシチュエーションが自衛隊を必要としなかったために、今回要望しなかったというふうに感じたのですが、そういった答弁の趣旨でよかったですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 必要としなかったと言ったらおかしな話ですが、まずは自分たちで避難するためにはどうするかということその地域の皆さん方で考えましょうという観点で、そういう形をとったわけでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 私自身、東日本大震災のときに、当時現役の自衛隊員として災害派遣に従事しておりました。

やはりその経験からすると、場所を知るといのは、地籍を知るといのは、非常に重要なことです。なので、そういった観点から、定期的に共同での特別隊区を持ってもらっている12連隊、こちらと定期的に共同での訓練ではなくて、普通に何かしらのコミュニケーションを取る、こういったことも重要だと思うんですけど、どうですか町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先般も奄美で行われた共同訓練に参加した部隊の皆さんが、新種子島空港に着陸して御挨拶に見えたわけですが、やはり今議員がおっしゃるように、降りてない空港には簡単には降りれません。ですので、いい機会でしたので、着陸をさせていただきましたということでもございました。

そういった意味では、我々が思ってる以上に難しい。飛行機にしても、ヘリにしても、それから、陸上のトラックだったり、何だったりというのなかなか地の利がないと機能させられないっていうようなところ認識したところで。

そういった観点では、常日頃から、この防災訓練に限らず、自衛隊の皆さんには、新空港であったり、我が町の調査というか、そういったものもしっかりしてもらおうようお願いをしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） これからも、何かしらコミュニケーションをとっていくべきなのかなと思います。

次の質問です。

ちょっと最初の質問でおおむね答弁を聞いたかなと思うんですけど、本年度における共同での訓練の実施の可否、こちらについて伺います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今年度の防災訓練につきましては、詳細な協議はまだこれからですが、地域や防災協力会などと、これまでの訓練を参考にした、より質の高い訓練が実施できるよう連携を密にしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、今年度は油久地区、女洲・今熊野地区を対象に津波の避難訓練を実施する予定としているところがございますので、こういったところでは、避難できない人たちをヘリとかで輸送、そういったものってというのは、可能なシチュエーションで訓練になるのかなというふうに考えますので、そういったところをこれからまた、自衛隊のほうに連絡をとりながら日程的に参加できるかどうかというものも含めまして参加できるようであれば、ぜひ協力を頂くような形はとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今の答弁からすると、今年度については自衛隊に出動の要望を出す、こういった認識でよろしいですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 要望といいますか、もう当然協議の中で、可能であれば参加していただくというようなことになろうかと思っております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） おおむね分かりました。

次の質問です。コミュニティバス、これについては今年の10月から車体を変えて、また新たに運用されているところです。ここなんですけど、町内でかなり見かけるコミュニティバスなんですけど、実際、現状どれぐらいの方が利用しているのか。現在の利用状況を御説明頂ければと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現在のコミュニティバス、このバスの利用状況についてでございますが、令和6年度に入りましてからのコミュニティバス利用状況につきましては、4月と5月がそれぞれ同数の366人となっております。

昨年度同月の利用者数と比較して、4月で61名、5月で2名の増となっているところでございます。

また、令和4年度で3,736人、令和5年度で3,833人の方に御利用頂いているところでございます。

議員がおっしゃるように、昨年10月からバスを小型化しておりまして、利

用者も若干でございますが、増加傾向にあるのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） それなりに今、体感として利用者はいるのかなというふうな印象を受けます。

ここでちょっと、やっぱり税金を投じてる事業ではありますので、1点ちょっとお伺いしたいんですけど、これ、バスのサービス利用促進のために、今、行政としてどういったこと、何か行っているのであれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） せっかくバスも小型化して、新車が4台購入できたわけでございます。そういった中で是非とも利用していただきたいという気持ちは本当に議員と一緒にございます。

今後、このバスを運用するにあたって、年1回、時刻表入りのチラシをこれまでも全戸に配布をしているところでございます。

今年度は一部路線の変更がございます関係で、7月末に再度この時刻表入りのチラシを配布予定としているところでございます。

また、必要に応じて防災無線や町のホームページ、SNSでの発信を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） やはりこれ、町民が使いやすい行政サービスとなって拡充していってもらえればと思います。

次、最後の質問になるんですけど、今、種子島の中でも空港のバス路線が廃止をされたり、人手不足が顕著になっている状況です。

その中で、全国的にバスの運転手が不足している状況で、運転手の確保状況について説明をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） バスの運転手の確保状況ということでございますが、議員御指摘のとおり本町のことだけではなく、2024年問題という観点から、全国的に対策が必要と思われているところではないかなというふうに思うところでございます。

一般的に運転手の確保対策として労働環境の改善であったり、女性の就労促進などがあるところではございますが、町単独の事業だけで解決できることではございませんので、国県の動向も注視しながら、できるだけ対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また今のところ、このコミュニティバス、また空港のデマンドタクシーといいましょうか。それに関しましては、運行委託事業者様につきましては、運転手は確保されているというような情報を伺っております。

よって、この運転手不足による事業の委託を受けられませんかというような状況ではないというふうに、今のところは考えているところでございます。

- 議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。
- 1番（大町田勇希君） はい。今のところ、何とか運転手が確保できているというのが状況だと思うんですけど、でも、絶対足りなくなります。将来的に。
- なぜならばというと、もう人口はどんどん減っていったるわけですので、そういうサービスに従事する人間が、今必然的にいなくなっていくのは、もう火を見るより明らかなんですけど、そこで今、国はライドシェア事業だったりを解禁をしようとしたりしてます。
- こういった事業について、中種子町でも視野に入れていくのか、町長の見解を言っていただければと思います。
- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） 今申し上げましたように、空港バス、もしくは幹線バス、そしてまた、コミュニティバス、そしてまたデマンド型の予約タクシー、そういったところにおきましては、町内島内の運行事業者さんの御協力を頂いて進めておるところでございます。
- そういった観点からも、我々がライドシェアをどうこうっていうのはちょっと違うのかなというふうに考えております。
- これは一般民間事業者がライドシェアに向けた動きをするというようなことがあれば、我々も慎重にその意見を求めていきたいというふうに考えております。
- 以上です。
- 議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。
- 1番（大町田勇希君） はい。ライドシェアをしてしまうと今既存の民間業者との摩擦が起きるのではという懸念もあるのかなと思います。
- これちょっと1つ提案に近いんですけど、町長、ループという会社、御存じでしょうか。
- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） はい、存じ上げております。その形態の業者さんも何社かいらっしゃるということも存じ上げております。
- 議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。
- 1番（大町田勇希君） はい。ちょっとこの中で知らない方もいたらあれなので、ちょっとループとは何ぞやという話をしておくと、これについては電気で走るキックボードです。
- これ実は、昨年11月都内で行われた関東中種子会に行った際に、都内至るところに電動キックボードを利用している方がいました。
- これちょっと調べてみると、16歳以上で、免許がなくても運転ができると。ヘルメットについては努力義務といったようなものです。
- これ、本当に提案なんですけど、人々の足として、こういったものを行政として取り入れてですね。さらには、住民サービスとは別に新たな観光資源のような形で、そういったものを取り込むはどうでしょうかね。
- 議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 東京都内においても電動キックボードというのはあちこちで見かけるような時代になってきておりますし、それをリースであったり、レンタルであったりということを利用して、特に外国人のインバウンドの皆さんが使われているということも存じ上げております。

アイデア的には非常にいいことだと思いますし、観光、特にうちの中種子町の場合は、全体的に1箇所に見れる場所というのがあるわけではないので、町内を散策するには非常にいいことなんだろうというふうに思いますが、我々がちょっと今この前に考えて、いろいろ検討しているところが電動の自転車、これを空港であったり、役場内であったり、そういったところに何台か設置をして、利用料を頂きながら、特に観光客の皆さんたちには使ってもらうのも手ではないかなというふうには考えておりますが、ここら辺も路線バスの問題、いろんな問題というのが絡んできますので、あんまりこう直々で進めていくものでもないのかなとは思いますが、観光振興の観点からは、充電式の自転車であったり、このキックボードってちょっと私、危ないところが結構あるんだろうなあというふうに感じておりますので、自転車の場合は、そういったところも少ないのかなというふうに感じたり、一緒と言えば一緒なんですけど、そういったところも検討していくべきだろうなというふうには考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい。先ほど答弁で言われた電動自転車だったりっていうのは、鹿児島県が結構やってるところあります。

なぜ電動キックボードを提案したのかというと、鹿児島県内でやってるところがないんですよ今のところ。今確か。

なので、そこを鹿児島で初めてで、かつ、観光資源として絶対に面白いかなと思うんですよ。試験的に入れてみるっていうのも全然いいんじゃないかなと思ってるんですけど、どうですかね。それより自転車の方がいいですか、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 東京であったり、大阪であったりというところは、そういう若いインバウンド、そういったのが大量に円安のこともあって押し寄せてる現状であり、非常に利用率も高いものだというふうに思います。

例えば、このループで考えますと、それに対して我々が町の予算を投じないとなかなか。来て、勝手にやるんでよろしくと言ってやる分には構わないんですけど、そこまでは行きつかないのかなというふうに考えております。

当然民間企業ですので、費用対効果を考えられると思います。

ですので、公共で、その観光振興を含めたところでやるのであれば、そういった取り組み、県ではやってないからっていうのも有りかもしれないんですが、最終的な利用率とかそういったものっていうのを考えると、私は、通常の電動自転車マウンテンバイク型の電動自転車のほうがまだ、頻度は高いのかなというふうには感じたりしているところです。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい。どうしても自転車というところで。

そこに関連したところであるんですけど、先ほど言った町民の足、この部分で、今いろんな自動車の産業が自動運転だったりを推進してるところあります。この町民の足として、やはりそういった企業誘致をして、試験運転等してもらおう。こういったところを行政として進めるのはどうでしょう。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 中種子町という場所、種子島という1つの行政区域の中で試験的にやるということは、企業自体も、そのデータ集積の観点からは、非常に効果的なものになるのだろうというふうに考えております。

そういった意味、あと、どうしてもやはり自動運転となりますと5G、いわゆる4Gではなく5Gの電波が入ってこない、その制度っていうのがやはりいまいちというような部分もあるように聞いております。

そういったところも含めて、企業さんに入ってもらおうというのは、ありがたいことだと思います。そこら辺も調査研究をさせていきたいというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい。これからの課題というものは様々多いと思うんですが、様々な視点から解決に向けて、私たちも含めて知恵を出して行政とともに町をよくする方向にいければと思います。

後半ちょっとコミュニティバスの話から逸れたんですけど、これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（迫田秀三君） 以上で通告による質問は全部終了いたしました。
一般質問を終わります。

-----○-----

日程第6 報告第2号 令和5年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（迫田秀三君） 日程第6、報告第2号、「令和5年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

報告を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第2号について説明いたします。

令和5年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和5年度一般会計補正予算（第9号）及び（第10号）におきまして、繰越明許費予算を計上しておりましたが、今回その繰越額が確定し、歳出予算の経費を繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越計算書に記載のとおり報告するものでございます。

繰越しとなりました事業は、戸籍総合システム改修事業など計8件で、令和6年度への繰越額は1億5,896万1千円です。

その財源につきましては、既収入特定財源が国庫支出金、地方債など37万5千円、今年度に収入する国庫支出金、地方債など1億5,177万5千円及び一

般財源の 681 万 1 千円となっているところがございます。

以上で報告を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第 7 報告第 3 号 令和 5 年度中種子町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（迫田秀三君） 日程第 7、報告第 3 号、「令和 5 年度中種子町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

報告を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第 3 号について説明いたします。

令和 5 年度におきまして増田港災害復旧事業で事故繰越しが発生したため、今回その繰越額を確定し、歳出予算の経費を繰越しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、別紙繰越計算書に記載のとおり報告するものでございます。

繰越しとなりました事業は、令和 4 年度現年発生港湾災害復旧事業で、令和 6 年度への繰越額は 2 億 190 万円となっております。

その財源につきましては、既収入特定財源が地方債の 2,282 万 2 千円、今年度に収入する国庫支出金の 1 億 7,868 万 1 千円及び一般財源の 39 万 7 千円となっております。

以上で報告を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 質疑はありませんか。

3 番、秋田澄徳君。

○3 番（秋田澄徳君） この表の 1 番右側説明の欄に、機材調達に時間を要したとありますけれども、1 つには馬毛島の需要の関連もあるのかなというふうに思うところですが、この機材の具体的な説明を求めたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（迫田秀三君） 建設課長。

○建設課長（黒木聡君） ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

本事業につきましては、令和 4 年度予算として計上されております。令和 5 年 6 月に契約、工事着手しております。

工事を行う中で、作業船が必要であるものですが、本町以外の発注事業におきまして、作業船を必要とする工事が増えたことによりまして、作業船の確保に時間を要したものでございます。

そのため、令和 5 年度内の完了が困難となり、繰越しとなったところがございます。

以上でございます。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（迫田秀三君） 日程第 8、承認第 2 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第 2 号について説明いたします。

地方税法などの一部を改正する法律、政令、省令並びに民法の一部が改正され、4 月 1 日より施行されることとされたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設、町民税、固定資産税及び特別土地保有税に対し、職権による減免を可能とする規定の追加。

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定の新設、居心地がよく、歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設など、地方税法の改正にあわせて条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、税務課長に説明をさせます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 税務課長。

○税務課長（森山豊君） それでは、中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表の 16 ページをお願いいたします。表の左側、第 34 条の 7 は、公益信託の見直しに伴い、所得税法の規定の見直しに係る寄附金税額控除の規定を整備するものでございます。

下段の第 51 条第 2 項及び 17 ページの上段、第 3 項は、町民税に対して、職権による減免を可能とする規定の追加をするものでございます。

次の第 56 条は、18 ページの中ほどまでになりますが、私立学校法の改正に伴い条文を改正するものでございます。

次の第 71 条第 2 項から、19 ページの中ほど、第 139 条の 3 第 3 項までは、固定資産税及び特別土地保有税に対して、職権による減免を可能とする規定の追加をするものでございます。

続きまして、附則の改正についてでございます。

同じく 19 ページの表右側の中ほど、第 4 条の 2 は、公益法人等に係る町民税のみなし課税を定める規定を条文から削除するものでございます。

表左下段の第 5 条の 2 は、21 ページの上から 4 行目まで、能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例規定を追加するものでございます。

次の第 6 条は、地方税法の改正に伴い生じた引用条項のずれを修正するものでございます。

次の第 7 条の 5 から 30 ページの下段、第 7 条の 8 までにつきましては、地方税法規定の新設にあわせて、個人住民税の特別税額控除に係る規定を追加するものでございます。

31 ページをお願いします。1 番上の第 8 条は、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、特定規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するものでございます。

次の第 10 条の 2 は、32 ページの下から 4 行目まで、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定基準のバイオマス発電設備のわがまち特例の割合を 7 分の 6 に、また、居心地がよく歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を 2 分の 1 に定める規定をそれぞれ追加し、項のずれを改正するものでございます。

32 ページの 1 番下、第 10 条の 3 は、35 ページの中ほどまでになりますが、認定長期優良住宅に係る特例について、申告に係る特例を適用できることとする規定を追加し、項のずれを改正するものでございます。

次の第 11 条から 40 ページの 2 行目、第 15 条までは、適用とされる年度をそれぞれ更新するものでございます。

次の第 16 条の 3 から対照表の最後の 43 ページ、第 20 条の 3 までは、町民税課税の特例としまして、特別税額控除の対象となる所得割の額について、分離課税分と、適用利子等及び配当に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加をするものでございます。

以上、承認第 2 号に関する説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 2 号を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 2 号は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度中種子町一般会計補正予算(第10号))

○議長(迫田秀三君) 日程第9、承認第3号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長(田淵川寿広君) 承認第3号について御説明いたします。

令和5年度一般会計予算につきましては、さきの3月定例会において補正予算の議決を頂いたところでございますが、その後、予算の調整を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に補正予算(第10号)を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

その結果、歳入歳出予算それぞれ1億5,016万円を減額し、補正後の予算総額を77億8,143万円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、繰越明許費及び地方債の補正もあわせて計上しております。

詳細につきましては総務課長に説明をさせます。以上、よろしく御審議方お願いいたします。

○議長(迫田秀三君) 総務課長。

○総務課長(上田勝博君) それでは、令和5年度中種子町一般会計補正予算(第10号)の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳出から御説明いたします。

予算書の25ページをお願いします。1番下の目の5財産管理費、増額1億358万円は、次のページをお願いします。公共施設等総合管理基金への予算積立金の増額が主なものでございます。

次に29ページをお願いします。目の1社会福祉総務費、減額5,168万円は、次のページをお願いします。障害福祉サービス事業など各福祉関連事業及び住民税非課税世帯臨時特別給付金等実績並びに国保特別会計繰出金実績による調整でございます。

次に31ページをお願いします。下段の目の1児童福祉総務費、減額2,729万3千円は、放課後児童クラブ運営委託事業、次のページの放課後健全育成事業、教育保育施設型給付事業等児童福祉関連事業の実績による調整でございます。

その下の目の2児童措置費、減額409万5千円は、児童手当支給実績確定による調整でございます。

34ページをお願いします。1番上の目の1老人福祉費、減額525万4千円は、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託執行残及びつまべに苑に係る老人保護措置費の実績による調整でございます。

その下の目の2 介護保険事業費、減額 1,202 万 9 千円は、次のページをお願いします。介護給付費実績による特別会計繰出金の調整でございます。

次に 37 ページをお願いします。中ほどの目の4 母子保健事業費、減額 731 万 9 千円は、乳幼児・妊産婦検診及び出産・子育て応援事業実績によるものでございます。

次のページをお願いします。1 番上の目の7、後期高齢者医療費、減額 1,378 万 9 千円は、事業実績による鹿児島県後期高齢者医療広域連合負担金の調整でございます。

次のページ、39 ページをお願いします。中ほどの目の1 農業総務費、減額 5,900 万 1 千円は、農業振興基金への積立金が主なものでございます。

その下の目の2 農業振興費、減額 905 万 8 千円は、次のページをお願いします。でん粉用さつまいも増産対策事業、農業資材価格高騰対策支援事業等の実績によるものでございます。

中ほどの目の3 園芸特作振興費、減額 2,120 万 4 千円は、輸送コスト支援事業等実績によるものでございます。

1 番下の目の4 畜産業費、減額 880 万 4 千円は、次のページの輸送コスト支援事業及び優良雌牛導入事業実績によるものでございます。

その下の目の5 甘味資源振興費、減額 2,648 万円は、さとうきび関連事業実績によるものでございます。

その下の目の6、鳥獣被害対策費、減額 749 万 6 千円は、有害鳥獣被害対策実践事業、捕獲実績による調整でございます。

次に 43 ページをお願いします。1 番上の目の1 林業振興費、減額 626 万 5 千円は、戦略産品輸送費支援事業実績によるものでございます。

中ほどの目の4 森林環境整備事業費、増額 508 万 4 千円は、森林環境譲与税基金積立金でございます。

その下の目の2 水産業振興費、減額 1,045 万円は、輸送コスト支援事業実績によるものでございます。

次に 45 ページをお願いします。下段の目の2、商工業振興費、減額 2,175 万 3 千円は、雇用機会拡充支援事業実績によるものでございます。

次に 48 ページをお願いします。中ほどの目の1 非常備消防費、減額 457 万 1 千円は、消防団員の火災等出動実績によるものでございます。

49 ページをお願いします。1 番下の学校管理費、減額 723 万 8 千円は、次のページをお願いします。小学校教師用指導書購入執行残及び各学校光熱水費実績によるものでございます。

52 ページをお願いします。1 番下の目の2 学校給食費、減額 518 万 6 千円は、次のページ、学校給食費補助額確定によるものでございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入を説明いたします。

9 ページをお願いします。9 ページから 11 ページにかけての町税、地方譲与税、各種交付金につきましては、収納実績及び交付決定に伴う調整ござい

ます。

11 ページ下段の地方交付税は、特別交付税 1 億 4,184 万 8 千円の増額で、交付税総額は 34 億 9,135 万 9 千円でございます。

次に、12 ページ中段から 15 ページ上段までの分担金及び負担金、使用料及び手数料は実績による調整でございます。

15 ページ中段の国庫支出金から、20 ページ上段の県支出金までにつきましては、各事業の事業費確定による調整でございます。

21 ページをお願いします。1 番上の款の 19 繰入金、項の 1 基金繰入金、減額 2 億 3,357 万 8 千円につきましては、事業実績に伴う各基金繰入金の調整でございます。

次は 23 ページをお願いします。23 ページ中ほどから 24 ページの款の 22 町債は、事業費の確定に伴い調整を行ったものでございます。

歳入は以上でございます。

7 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正については、年度内完了が見込まれない工事 1 件の追加と繰越額確定による変更でございます。

次に 8 ページをお願いします。第 3 表地方債補正でございます。1 の変更は、各事業の確定に伴う限度額の変更で、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

最後に 1 ページをお願いします。第 1 条第 1 項は、既定予算総額から 1 億 5,016 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 77 億 8,143 万円とするものでございます。第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正によることとするものでございます。

第 2 条は繰越明許費の補正、第 3 条は地方債の補正についてそれぞれ規定するものでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日専決処分させていただきます。

以上で説明を終わります。承認方、よろしくをお願いします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第 3 号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 3 号は承認することに決定しました。

日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第5号))

○議長(迫田秀三君) 日程第10、承認第4号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長(田淵川寿広君) 承認第4号について御説明いたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から御説明いたします。国民健康保険税は988万4千円の減額。使用料及び手数料は2万円の減額。国庫支出金は2万6千円の減額。県支出金は交付金の確定により1億3,023万8千円の減額。繰入金は、他会計からの繰入金1,034万5千円の減額。諸収入は、延滞金、加算金及び過料4万7千円の増額、雑入は返納金2万円の増額、合わせて6万7千円の増額。

次に歳出予算を御説明いたします。

3ページを御覧ください。総務費は、総務管理費112万2千円の減額、徴収費49万円の減額、合わせて161万2千円の減額。

保険給付費は実績の確定により1億4,055万円の減額、保健事業費は、各種保健事業に係る委託料などの実績確定により、合わせて826万3千円の減額。諸支出金は、保険税還付金の確定により2万1千円の減額。

その結果、歳入歳出予算それぞれ1億5,044万6千円を減額し、補正後の予算総額を11億8,122万5千円とするものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるものでございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長(迫田秀三君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫田秀三君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫田秀三君) 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫田秀三君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫田秀三君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号))

○議長(迫田秀三君) 日程第11、承認第5号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。

町長。

[町長 田淵川寿広君 登壇]

○町長(田淵川寿広君) 承認第5号について説明いたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。

保険料は、第1号被保険者保険料実績による調整251万円の減額。使用料及び手数料は実績による調整1万4千円の減額。国庫支出金は国県等の交付決定に伴い1,164万9千円の減額。支払基金交付金は5,804万円の減額。県支出金は549万8千円の減額。繰入金は介護サービス等給付実績及び地域支援事業の確定に伴い、一般会計繰入金1,153万6千円の減額、基金繰入金53万4千円の増額。あわせて、1,100万2千円の減額。諸収入は実績による延滞金及び雑入の調整1万4千円の増額を計上しておるところでございます。

次に歳出予算3ページを御覧ください。

総務費は、職員人件費、各種事業などによる調整で103万7千円の減額。保険給付費は、介護サービス費給付等の実績の確定による調整で9,129万4千円の減額。地域支援事業費は、各種事業費の実績の確定による調整で1,244万2千円の減額。基金積立金は令和5年度の実績に伴い、1,541万7千円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出予算それぞれ8,869万9千円を減額し、補正後の予算総額を11億9,529万2千円とするものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(迫田秀三君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫田秀三君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫田秀三君) 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(迫田秀三君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第4号））

○議長（迫田秀三君） 日程第12、承認第6号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第6号について御説明いたします。

2ページ第1表歳入歳出補正予算補正を御説明いたします。

まず歳入から説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料は、保険料の確定に伴い、119万8千円の減額。使用料及び手数料は1千円の減額。繰入金は一般会計からの繰入金24万9千円の増額。諸収入は、保健事業の確定に伴う健康保持増進事業費減による受託事業収入34万6千円の減額など、合わせて33万円の減額を計上しております。

次に歳出予算、3ページを御覧ください。

総務費は、徴収費実績見込みによる1万2千円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合納付金の見込みによる95万5千円の減額。保健事業費は、実績確定により健康保持増進事業費30万円の減額、医療費適正化事業費1万2千円の減額、合わせて31万2千円の減額。諸支出金は、償還金及び還付加算金の実績見込みによる1千円の減額を計上しております。

その結果、歳入歳出予算それぞれ128万円を減額し、補正後の予算総額を1億5,113万3千円とするものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度中種子町水道事業会計補正予算（第4号））

○議長（迫田秀三君） 日程第13、承認第7号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第7号について御説明いたします。

3ページを御覧ください。収益的支出については、営業費用の減価償却費でリース資産分61万3千円、固定資産除去費の機械及び装置分57万8千円をそれぞれ増額するものでございます。

その結果、収益的支出を119万1千円増額し、収益的支出の予算総額を3億5,322万5千円とするものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第24号 中種子町自然レクリエーション村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三君） 日程第14、議案第24号、「中種子町自然レクリエーション村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 24 号について御説明いたします。

今回の条例改正は自然レクリエーション村の設置及び管理に関して、テントログキャビンへのエアコンの設置に伴い、使用料徴収額の設定を改正するものでございます。

テントログキャビンの基本料金を 2 千円から 4 千円に、宿泊の場合 1 泊につき 1 名当たり 500 円を 1 千円に改正するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 25 号 中種子町うみがめ奨学金条例の制定

○議長（迫田秀三君） 日程第 15、議案第 25 号、「中種子町うみがめ奨学金条例の制定」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 25 号について御説明いたします。

本町の次代を担う子どもたちがふるさとへ愛着を持ち、大学などで勉学に励むことを支援するとともに、将来本町に戻り居住、就労することを促進するため、町内の金融機関から借りた奨学ローンの返還をした補填財源とするため、本条例を創設するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 25 号を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 26 号 中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（迫田秀三君） 日程第 16、議案第 26 号、「中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 26 号について御説明いたします。

中種子町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において、準用する同条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本町の過疎地域持続的発展計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画を策定しており、住民とともにつくるまちづくりを基本理念とし、よいらいきでつなぐ人の和と豊かな自然が織りなす躍動なかたねを推進するため、計画的に事業を進めているところでございます。

今回の変更の主なものとして、緊急性、財政事情などを勘案し、新規事業として、移住定住地域間交流の促進、人材育成において、中種子町移住促進支援事業を、産業の振興において、農業用水路等長寿命化事業、県営ため池整備事業、差合池地区、流水プールオーバブリッジ改修事業、ふれあいの里園路冠水対策事業を、生活環境の整備においては、急傾斜緊急自然災害防止事業を、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進において、離島地域子ども通院費等支援事業を、教育の振興において、野間小学校 4 号棟廊下等床改修事業、増田小学校校舎廊下等床改修事業、南界小学校特別教室等床改修事業、増田小学校フェンス改修事業、岩岡小学校プールろ過機更新事業を、地域文化の振興等においては、黒糖づくり伝承館改修事業をそれぞれ追加するものでございます。

また、過疎地域持続的発展特別事業として、中種子町移住促進支援事業、離島地域子ども通院費等支援事業を歳計しております。

その他の変更につきましては、事業名、事業内容の変更や事業の繰延べなどが主なものでございます。

なお、本計画の変更につきましては、法律に基づき鹿児島県知事との協議の結果、異議のない旨の回答を頂いているところでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第27号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（迫田秀三君） 日程第 17、議案第 27 号、「中種子辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 中種子辺地に係る総合整備計画は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年の計画であり、今回事業の進捗状況及び財政事情などの観点から計画の見直しを行い、事業費の変更及び事業の追加をするものでございます。

変更の内容は、伊原線改良舗装事業、旭町花房線改良舗装事業、さとうきび増産対策農道等補修事業、中山間地域総合整備事業、農業用水路等長寿命化事業の追加及びその他事業の事業費の変更を行うものでございます。

これにより、全体計画事業費を 10 億 2,803 万 1 千円に変更し、うち 7 億 7,870 万円につきましては、辺地対策事業債をもって財源とする計画でございます。

なお、本計画の変更につきましては、法律に基づき鹿児島県知事との協議の結果、異議のない旨の回答を頂いているところでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第28号 小型動力ポンプ付積載車購入契約について

○議長（迫田秀三君） 日程第 18、議案第 28 号、「小型動力ポンプ付積載車購入契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 28 号について説明いたします。

小型動力ポンプ付積載車購入に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車購入です。契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は 1,540 万円です。

契約の相手方は、鹿児島県鹿児島市松原町 12 番 32 号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第29号 小型動力ポンプ付軽積載車購入契約について

○議長（迫田秀三君） 日程第 19、議案第 29 号、「小型動力ポンプ付軽積載車購入契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 29 号について御説明いたします。

小型動力ポンプ付軽積載車購入に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号

及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めらるるものでございます。

契約の目的は、小型動力ポンプ付軽積載車購入です。契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は781万円でございます。契約の相手方は、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第30号 令和6年度中種子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（迫田秀三君） 日程第20、議案第30号、「令和6年度中種子町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第30号について説明いたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、国の重点支援地方創生臨時交付金事業による住民税非課税世帯等への給付金及び定額減税に係る調整給付に関する経費などの計上が主なものでございます。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ1億598万9千円を追加し、補正後の予算総額を79億2,498万9千円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、地方債の補正をあわせて計上しております。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） それでは、議案第30号、令和6年度中種子町一般会計補正予算（第1号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。

人件費につきましては、人事異動に伴う調整でございますので、説明は省略

させていただきます。

歳出から御説明いたします。

10 ページをお願いします。1 番上の目の 6 企画費、増額 1,597 万 8 千円は、種子島空港予約型タクシー負担金の増額が主なものでございます。

11 ページをお願いします。中ほどの目の 15 町葬費、増額 1,000 万円は、3 月 21 日にお亡くなりになりました本町名誉町民市丸良一様の町民葬に係る経費でございます。

13 ページをお願いします。下段の目の 1 社会福祉総務費、増額 8,422 万円は、14 ページをお願いします。新たに非課税世帯臨時特別給付金等の対象世帯への給付金及び定額減税調整給付金が主なものでございます。

15 ページをお願いします。中ほどの目の 1 児童福祉総務費、増額 188 万 1 千円は、離島地域の子どもが島外で必要とする医療等を受ける場合の通院等に要する交通、宿泊費の助成を行う離島地域子ども通院費等支援事業経費が主でございます。

22 ページをお願いします。1 番下の目の 2 水産業振興費、増額 666 万 6 千円は、次のページをお願いします。熊野漁港船揚場上架装置取替事業、単価改定に伴う増額でございます。下段の目の 2 農道農地等維持補修費、増額 1,200 万円は、緊急自然災害農業水利施設補修事業採択による水路工 2 か所及び転倒堰 1 か所の工事費でございます。

25 ページをお願いします。中ほどの目の 2 商工業振興費、増額 1,504 万円は雇用機会拡充事業国県支出金返還金が主なものでございます。

次のページをお願いします。中ほどの目の 1 道路橋りょう総務費、増額 216 万 9 千円は、横町 3 号線空き家解体事業に係る裁判等経費が主なものです。

31 ページをお願いします。1 番下の目の 3 体育施設管理費、増額 277 万 2 千円は、中央体育館及び武道館の清掃をシルバー人材センターに委託する経費が主なものでございます。

歳入は以上です。次に歳入を説明いたします。

6 ページをお願いします。中ほどの目の 5 総務費国庫補助金、増額 9,165 万 9 千円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額でございます。

7 ページをお願いします。下段の項の 1 基金繰入金、増額 376 万 7 千円は、財源調整のための財政調整基金を減額及び各事業へ充当するため、特定目的基金からの繰入金増額でございます。

8 ページをお願いします。1 番下の款の 22 町債については、緊急自然災害防止事業の追加による増額でございます。

歳入は以上でございます。

5 ページをお願いします。第 2 表地方債補正でございます。緊急自然災害防止事業費の限度額を変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法には変更ございません。

最後に 1 ページをお願いします。第 1 条第 1 項は、既定予算に 1 億 598 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 79 億 2,498 万 9 千円と規定す

るものでございます。第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることと規定するものでございます。2条は、地方債の補正について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。議決方よろしく申し上げます。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第31号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（迫田秀三君） 日程第21、議案第31号、「令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第31号について御説明をいたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正を御説明をいたします。

まず歳入から説明いたします。国庫支出金は、前の保険証対応のためのシステム改修に対する補助金85万円の増額。繰入金は国保特会の歳入不足を補うための法定外繰入金1,434万2千円の減額。

次に歳出予算3ページを御覧ください。総務費は、人事異動及びマイナ保険証対応のためのシステム改修に伴い149万9千円の増額。

国民健康保険事業費納付金は、納付額の確定により、医療給付費分1,115万1千円の減額。後期高齢者支援金等分201万8千円の減額。介護納付金分182万2千円の減額、合わせて1,499万1千円の減額。

その結果、歳入歳出予算それぞれ1,349万2千円を減額し、補正後の予算総額を14億3,014万5千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 22 議案第 32 号 令和 6 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（迫田秀三君） 日程第 22、議案第 32 号、「令和 6 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 32 号について説明いたします。

2 ページ、第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から説明をいたします。県支出金は交付決定に伴う 540 万 5 千円の減額、繰入金は一般会計繰入金及び基金繰入金の調整により 4,722 万 3 千円の増額。

次に歳出予算、3 ページを御覧ください。総務費は人件費など 209 万 5 千円の増額。地域支援事業費は、包括的支援事業、介護予防、生活支援サービス事業費の人件費など減額に伴い 1,366 万 3 千円の減額。諸支出金は前年度事業精算による国県などへの返還金で 5,338 万 6 千円の増額。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ、4,181 万 8 千円を追加し、補正後の予算総額を 12 億 4,194 万 6 千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 23 議案第 33 号 令和 6 年度中種子町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（迫田秀三君） 日程第 23、議案第 33 号、「令和 6 年度中種子町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 33 号について説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出の営業費用で人事異動に伴い、原水及び浄水費の給料 51 万 6 千円、手当など 72 万円を増額し、賞与引当金 27 万 9 千円、総係費の給料 78 万 7 千円、手当など 139 万 4 千円、賞与引当金 12 万 4 千円、法定福利費 34 万 8 千円をそれぞれ減額するものでございます。

また、老朽化する水道施設整備計画策定として、総係費の委託料 550 万円を増額するものでございます。

その結果、収益的支出を 380 万 4 千円増額し、収益的支出予算の総額を 3 億 3,835 万 3 千円とするものでございます。

次に、資本的支出については、建設改良費の取水設備改良費で平鍋水源取水ポンプ更新に伴い、工事費 440 万円を増額するものでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 6,079 万 7 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 850 万円、過年度損益勘定留保資金 3,617 万 8 千円、当年度損益勘定留保資金 1 億 1,611 万 9 千円で補てんするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 33 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 24 同意第 1 号 中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件

○議長（迫田秀三君） 日程第24、同意第1号、「中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 固定資産評価員について、地方税法第404条第1項の規定により市町村に設置することになっております。

また同条第2項において、その選任は市町村長が議会の同意を得て選任することになっております。

本町において、従来から固定資産評価員に税務課長が出てきているところですが、御承知のように、4月1日付の人事異動によりまして、税務課長の異動があったところがございます。

つきましては、次の者を固定資産評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が、鹿児島県熊毛郡中種子町野間、氏名が森山豊現税務課長でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、同意することに決定されました。

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日から18日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、19日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後04時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

6 月 1 9 日

令和6年第2回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月19日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 常任委員長報告（産業厚生常任委員会）
- 第3 議案第34号 町長等の給与の特例に関する条例の制定
- 第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第5 議員派遣の件
- 第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 大町田 勇 希 君 | 2番 | 梶 原 哲 朗 君 |
| 3番 | 秋 田 澄 徳 君 | 4番 | 池 山 喜一郎 君 |
| 5番 | 橋 口 渉 君 | 6番 | 永 濱 一 則 君 |
| 7番 | 池 山 朝 生 君 | 8番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 9番 | 日 高 和 典 君 | 10番 | 戸 田 和 代 さん |
| 11番 | 浦 邊 和 昭 君 | 12番 | 迫 田 秀 三 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|-------------|------------------------|-------------|
| 町 長 | 田 渕 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 総 務 課 長 | 上 田 勝 博 君 | 町 民 課 長 | 徳 永 和 久 君 |
| 地 域 福 祉 課 長 | 浦 口 吉 平 君 | 農 林 水 産 課 長 | 秋 田 幸 博 君 |
| 建 設 課 長 | 黒 木 聡 君 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 南 奈 津 紀 さん |
| 企 画 課 長 | 鮫 島 司 君 | デ ジ タ ル 推 進 課 長 | 中 村 広 道 君 |
| 自 衛 隊 対 策 室 長 | 遠 藤 淳 一 郎 君 | 税 務 課 長 | 森 山 豊 君 |
| 水 道 課 長 | 牧 瀬 善 美 君 | 保 育 所 長 | 横 手 幸 徳 君 |
| 空 港 管 理 事 務 所 長 | 向 正 郎 君 | 行 政 係 長 | 牧 瀬 亮 君 |
| 財 政 係 長 | 東 郷 伸 也 君 | 教 育 長 | 北 之 園 千 春 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 春 田 功 君 | 社 会 教 育 課 長 | 田 平 祐 一 郎 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 奥 博 志 君 | 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 日 高 隆 雄 君 |

選挙管理 岩本郁美さん 農委事務局長 柳田勝志君
事務局 長

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 榎元卓郎君 議事係長 高磯俊幸君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（迫田秀三君） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番秋田澄徳君、4番池山喜一郎君を指名します。

-----○-----

日程第2 常任委員会の所管事務調査の報告

- 議長（迫田秀三君） 日程第2、「常任委員会の所管事務調査の報告」であります。

閉会中、産業厚生常任委員会が調査した事件について、調査の経緯と結果の報告を求めます。産業厚生常任委員長、濱脇重樹君。

〔産業厚生常任委員長 濱脇重樹君 登壇〕

- 産業厚生常任委員長（濱脇重樹君） おはようございます。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

産業厚生常任委員会が令和6年3月定例会において、所管事務調査の申し出をしていた事件「産業の振興について」、5月21日、22日の2日間、視察・研修を行い、その調査の経過と結果について報告いたします。

まず、当委員会は、委員6名と事務局1名で、令和6年5月21日に鹿児島県曾於市にあります曾於市有機センターを訪問し、意見の交換を行いました。

当有機センターは、平成11年から有機資源の高度活用施設として開始し、牛糞・鶏糞を原料とした完熟堆肥の製造を行っています。

当初は、末吉町有機センターとして設置され、末吉町の畜産農家から原料の受け入れをしていましたが、平成27年度より、曾於市全域の畜産農家より搬入することにより、原料搬入農家の増加につながり、また、原料搬入増に伴う対応策として、発酵速度を上げるために新しい発酵菌、土着菌、アミノ酸等を使うことで対応しているとのことでした。

当センターの経営は、市営でスタートしたが、平成24年から運営を大隅衛生企業へ民間委託をしています。

堆肥の2トン車1台の散布料金は1万3,500円。牛鶏混合堆肥はバチルス菌が混入しているため、1万4,500円です。散布量は1反当たり1トンとのことでした。堆肥の販売で有機センターの運営は成立しないため、赤字部分については市の持ち出しになりますとの説明でした。

質疑に入り、堆肥は主にどのような作物に使用されているのか。に対し、主に露地野菜を中心に利用され、園芸農家、ゆず農家、お茶農家等の方が利用されています。

堆肥の供給先は。に対し、主に曾於市を中心に利用されていますが、近隣市町村においても利用されています。

家畜の排出堆肥は、自身で農家が持ち込むのか。それともセンターが受け取りに行くのか。に対し、農家自身で持込みますが、有機センター収集も可としています。ただし、収集には処理量と処理期間に制限をかけています。

牛糞は無料か、有料なのか。有料であれば単価はいくらなのか。に対し、持込み・収集共に無償としています。

年間を通じて利用できるのか。に対し、休日は基本的には、日曜日・祝日と第2、第4、第5土曜日になります。在庫量によって制限があります。

施設運営費はどれくらいか。に対し、近年は施設修繕費の経費が増加しており、令和5年度は約1億円ほどの運営費がかかっています。

設立に当たって財源の内容は。に対し、創設費用は約16億円、国庫補助金が8億円と市の持ち出しが8億円です。

創立の目的及び背景は。に対し、当初は野積み等が多く、悪臭や衛生害虫等が問題となっており、畜産農家から排出される家畜排せつ物等を堆肥化処理し、市内の農地へ還元することにより、土壌生産能力を維持増進させることを目的に設立しました。

雑草の種の死滅を確認する方法は。に対し、県の規定では60度以上で発酵し、発酵期間が3日以上経過すると死滅しますとなっていますが、当センターでは、牛糞は65度以上、牛糞と鶏糞の混合堆肥は70度以上に設定しています。

完熟堆肥の製造時間と目標とする数値の完熟堆肥が製造できているのか。に対し、強制攪拌発酵槽において約30日間連続で強制発酵され、その後、熟成槽にて7日から10日間隔で切り替えし、3か月で熟成させ、完成まで4か月かかります。との説明でした。

まとめとして、地域の環境保全に配慮した生産性の高い農業を持続することが必要であり、耕畜連携による循環型農業の確立と家畜排せつ物の適正処理の遵守と利活用を促進する必要があります。

安価な堆肥を農家に提供するために関係機関と連携し、堆肥センターの設置について検討するべきであり、今後、維持管理等の諸問題を調査・研究し、継続して協議を進めていくことが必要であるとの委員全員の意見でした。

次に、5月22日に委員6名と事務局1名で、「共汗共育」を理念に農福連携を実践している花の木農場を視察しました。

当施設は、肝属郡南大隅町にあり、38.3haにおける広大な農地で、障害者の働く場として先駆的に農業に取り組んでおり、農福連携のパイオニアとして広く知られています。

施設の従業員は約240名で、そのうち障害者の方を約140名雇用しています。

生産活動として、地場産業であるお茶の栽培と養豚を柱に、米やトマト、ニンニク、タマネギ、ジャガイモなどを栽培しています。

さらに、解放型福祉農園として、レストランやカフェ直売所などを運営し、多くの地域住民の交流拠点として寄与しています。

農福連携の取り組みを開始した経緯については、昭和48年に入所施設を開設後、利用者が生活訓練や作業訓練を通して社会に出てもらうことを目標に活動していましたが、社会的能力を高めることには限界があると感じたことから、自分たちで仕事を作り、自立した生活をしていくために必要な収入を利用者自身で得ることを目指し、職業としての農業に挑戦していく方針を掲げました。

社会福祉法人が農地を取得することは、農地法の規制もあり、厳しい状況でしたが、指導を頂きながら、耕作放棄地の取得や農業に関する助成金などを活用し、基盤整備を進めていますとの説明でした。

販路の拡大の取り組みは、商品の販売において、農場の直売所をはじめ、南大隅町、鹿児島市、鹿屋市に直営のアンテナショップやレストランを運営しており、利用者は農作業にとどまらず、接客にも携わっています。

さらに、販売では、営業担当者がどの商品が高い価格で販売されているのか、市場調査を行いながら、販路の開拓に取り組むことにより、多くの販売店で商品が流通している。とのことでした。

まとめとして、花の木農場が実施している農福連携の施策は、利用者が自立を目指すための職業として、農業に目を向け、安全に、安心して取り組める職業として位置づけられ、利用者それぞれの度合いによって就労場所が選択できる環境が整っています。

本町には障害を持つ者が自立し、社会の各職場で就労できるように教育支援が受けられる施設が設置されています。

農畜産現場においても、GAP取得等による安心・安全な職場として、障害者を迎え入れられる農福連携の環境整備が必要であることを認識し、さらに調査研究を進める必要があるとの委員全員の意見でした。

以上で、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第34号 町長等の給与の特例に関する条例の制定

○議長（迫田秀三君） 日程第3、議案第34号、「町長等の給与の特例に関する条例の制定」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議案第34号について説明いたします。

このたびの元職員による協議会会計の不正処理及び準公金の着服という決してあってはならない不正があったことにつきましては、行政と町民の皆様との信頼関係を著しく損なう極めて遺憾なことであります。

改めて、町民の皆様並びに町議会に対しまして、深くおわびを申し上げます。職員は全体の奉仕者として誠実に職務を遂行しなければならず、このたびのよ

うなことは決してあってはならないことであり、弁明の余地もないものであります。

今後につきましては、チェック体制の強化はもとより、定期的な執行状況の確認など、再発の防止と町民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

このたびの度重なる事態に対する町政を預かる者としての監督責任において、本議案を提案するものでございまして、私の給料 30%を3か月、副町長及び教育長の給料 20%を3か月、それぞれ減額するものでございます。

以上、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 4、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お配りしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 5 議員派遣の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 5、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定によって、お配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第6、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に提出されました議案などは、閉会中の継続審査として議決になりましたものを除き、全部議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年第2回中種子町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前10時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員